

龜岡市環境白書

令和 2 年度版



龜岡市環境市民部 環境政策課

目 次

1. 亀岡市の概要	
(1) 地 勢	1
(2) 気 候	1
(3) 人 口	2
(4) 土地利用	3
(5) 水道	6
(6) 公共下水道・地域下水道	7
(7) 一般廃棄物処理施設	9
2. 亀岡市の環境行政の取り組み	
(1) 環境行政の推移	1 0
(2) 現在の取り組み状況	1 3
3. 亀岡市の環境の現況	
(1) 大 気	1 6
(2) 水 質	1 8
(3) 騒 音	2 0
(4) 振 動	2 3
(5) 悪 臭	2 5
(6) 土壌汚染	2 6
(7) その他（ダイオキシン類）	2 6
(8) 空き地の雑草	2 8
(9) 公害苦情の状況	3 0
4. 亀岡市の一般廃棄物の状況	
(1) ごみ処理の沿革	3 1
(2) ごみ排出量処理実績	3 3
(3) ごみ集積場違法排出4品目集計表	3 6

(資料編)

環境用語の解説	3 7
環境観測データ	
☆ 大 気	
(1) 大気汚染測定結果（年平均値）の推移	4 7
☆ 水 質	
(1) 河川水質測定結果の推移	4 8
(2) 河川水質測定結果（重金属）の推移	6 6
(3) 桂川水域水質測定結果の推移	6 7
☆ 騒 音	
(1) 環境基準達成状況	7 0
(2) 騒音測定結果	7 1
(3) 自動車騒音測定結果	7 3
環境基準等	
○ 大気汚染に係る環境基準	7 6
○ 水質汚濁に係る環境基準	8 0
○ 騒音に係る環境基準	8 3
○ 振動規制法に基づく規制基準等	8 7
○ 悪臭防止法に基づく規制基準	8 8
○ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び 土壌汚染に係る環境基準	8 9
○ 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準	8 9

(関係条例等)

☆ 亀岡市環境基本条例	9 1
☆ 亀岡市環境審議会条例	9 6
☆ 亀岡市循環型社会推進条例	9 9
☆ 亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為 及び切土の規制に関する条例	1 0 6
☆ 亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	1 1 3
☆ 亀岡市ポイ捨て等禁止条例	1 1 8
☆ 亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例	1 2 1
☆ 亀岡市あき地の雑草等の除去に関する要綱	1 2 4
☆ 亀岡市公害防止に関する要綱	1 2 6

1. 亀岡市の概要

(1) 地 勢

亀岡市は、京都市の西方約20kmで京都府のほぼ中央に位置しており、東は京都市、北は南丹市、南は大阪府の高槻市、茨木市に接しています。

市域面積は224.80km²、最大幅は東西24.6km、南北20.5kmに広がっています。

このように、大都市圏に隣接する立地条件の良さと広大な市域面積は、本市の大きな特徴となっています。

市域の周囲は、竜王ヶ岳、三郎ヶ岳、牛松山、明神ヶ岳、湯谷ヶ岳、丁塚山、朝日山、半国山など、標高約400m～600m、中には700mを越す山々に囲まれた盆地です。

また、桂川が市の中心部を北から東へと貫流し広大な河川空間を有しており、緑や水などの自然に恵まれています。

(2) 気 候

気候は、内陸性で、夏は中心部に向かうほど暑く、冬は周辺部に移るに従って寒冷となります。年平均気温は摂氏14度～16度、総平均降水量は1,100mm～2,000mmで、風はあまり強くなく秋から初冬にかけて霧の発生がみられます。

区 分	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
平 均 気 温 ℃	14.7	15.2	14.1	14.9	15.2
最 高 気 温 ℃	20.6	21.1	20.0	20.9	21.1
最 低 気 温 ℃	10.0	10.2	9.2	9.8	10.4
最 高 の 極 ℃	37.2	36.7	36.5	37.8	38.4
最 低 の 極 ℃	-4.8	-7.6	-5.3	-7.2	-3.5
総 降 水 量 mm	1,914.0	1861.5	1,426.5	1,967.0	1,154.5
日最大降水量 mm	167.5	140.0	123.5	174.5	95.0

資料：府農林水産技術センター

(令和元年)

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温℃	3.1	5.1	7.7	12.2	18.7	22.4	25.4	28.0	24.5	18.3	10.5	6.1
最高気温℃	9.0	10.6	13.8	18.6	26.3	28.0	30.0	33.6	30.2	23.2	17.4	11.8
最低気温℃	-1.2	0.6	2.1	5.9	11.6	17.7	22.1	23.7	20.3	14.2	5.1	1.6
最高の極℃	12.6	17.4	20.8	26.6	33.2	31.6	35.7	38.4	35.2	32.7	23.2	17.3
最低の極℃	-3.5	-3.3	-3.1	-2.1	1.7	14.1	18.2	18.8	11.6	7.6	-0.9	-1.6
総降水量mm	18.0	33.0	66.5	86.0	87.5	102.5	144.5	237.5	79.5	256.0	13.0	30.5
日最大降水量mm	13.5	14.5	14.0	20.5	37.0	33.0	25.0	94.5	28.0	95.0	4.0	9.5

資料：府農林水産技術センター

(3) 人 口

亀岡市の人口は、昭和40年以降急速に増加しましたが、近年になりその伸びは鈍化し、平成17年になって減少に転じました。また、1世帯あたりの人員数は減少し続け、平成17年以降には3人を下回っています。

年 次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口/世帯数 (人)
昭和40年	43,335	9,493	4.6
昭和45年	47,151	11,118	4.2
昭和50年	58,184	15,089	3.9
昭和55年	69,410	18,998	3.7
昭和60年	76,207	21,017	3.6
平成2年	85,283	24,277	3.5
平成7年	92,398	28,198	3.3
平成12年	94,555	30,625	3.1
平成17年	93,996	32,455	2.9
平成22年	92,399	33,625	2.8
平成27年	89,479	33,915	2.6
平成28年	88,889	34,140	2.6
平成29年	88,273	34,371	2.6
平成30年	87,648	34,600	2.5
令和元年	87,005	34,742	2.5

資料：総務課

注) 昭和40年～平成27年は国勢調査による数値 平成28年～令和元年は推計人口

(4) 土地利用

亀岡市の土地利用状況は、市域面積224.80km²のうち、山林が約68.0% (152.82km²)、農地が約6.3% (14.19km²)を占めています。また、都市計画区域については、市街化区域は約10.787km²、市街化調整区域は119.32km²が設定されています。

○ 町別面積

(単位：km²)

町名	面積	町名	面積
総数	(224.80)	大井町	4.48
亀岡地区	12.23	千代川町	6.50
東別院町	23.88	馬路町	6.06
西別院町	16.97	旭町	9.65
曾我部町	20.96	千歳町	9.61
吉川町	1.12	河原林町	3.68
蕨田野町	14.32	保津町	15.22
本梅町	14.52	篠町	23.96
畑野町	16.66	東つつじヶ丘	0.33
宮前町	14.66	西つつじヶ丘	0.50
東本梅町	8.46	南つつじヶ丘	0.89

資料：総務課（国勢調査）

○ 地目別土地面積

(単位：千m²)

年次	総数	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地
平成26年	91,810	27,035	1,564	10,802	57	47,663	691	3,998
平成27年	91,614	26,855	1,553	10,730	57	47,609	710	4,100
平成28年	91,614	26,798	1,542	10,750	56	47,597	707	4,164
平成29年	91,606	26,736	1,527	10,782	56	47,582	713	4,209
平成30年	91,464	26,622	1,517	10,835	56	47,505	720	4,209
令和元年	91,052	26,521	1,501	10,872	56	47,103	726	4,273

資料：税務課

※非課税分の土地を除く。各年1月1日現在

○ 町別、経営耕地種類別面積

(単位：アール)

年次・町(地区)	総数	田	畑	樹園地				
				総数	果樹園	茶園	その他	
平成7年	249,912	240,120	6,443	3,349	2,619	152	578	
平成12年	226,790	218,022	5,399	3,369	2,055	73	1,241	
平成17年	207,223	200,608	4,942	1,673	-	-	-	
平成22年	189,129	181,190	6,239	1,700	-	-	-	
平成27年	141,906	131,682	8,356	1,868	-	-	-	
平成27年内訳	亀岡	7,942	7,335	564	43	-	-	-
	東別院	6,379	5,758	591	30	-	-	-
	西別院	6,317	5,728	415	174	-	-	-
	曾我部	17,675	16,640	858	177	-	-	-
	吉川	3,396	3,285	111	-	-	-	-
	禰田野	10,709	10,041	511	157	-	-	-
	本梅	8,592	8,271	152	169	-	-	-
	畑野	2,509	2,378	87	44	-	-	-
	宮前	9,173	8,751	324	98	-	-	-
	東本梅	5,914	5,435	208	271	-	-	-
	大井	6,593	6,346	227	20	-	-	-
	千代川	9,917	9,162	705	50	-	-	-
	馬路	6,407	6,139	262	6	-	-	-
	旭	7,239	6,807	367	65	-	-	-
	千歳	9,483	9,016	405	62	-	-	-
河原林	8,686	7,940	444	302	-	-	-	
保津	5,150	4,911	211	28	-	-	-	
篠	9,825	7,739	1,914	172	-	-	-	

資料：総務課（農林業センサス）

※平成7年以降は自給的農家を含む。

※平成17年以降は、樹園地においては総数のみ記載。

○ 林野面積・蓄積

(各年4月1日現在)

年次	総数		国有林		公有林		私有林		地域森林計画 対象外森林	
	面積(ha)	蓄積(m ³)	面積(ha)	蓄積(m ³)	面積(ha)	蓄積(m ³)	面積(ha)	蓄積(m ³)	面積(ha)	蓄積(m ³)
平成26年	15,287.96	3,532,350	146.15	28,678	2,373.10	588,050	12,746.61	2,913,972	22.10	1,650
平成27年	15,287.96	3,563,483	146.15	28,677	2,461.43	607,977	12,658.28	2,925,177	22.10	1,652
平成28年	15,281.98	3,591,132	146.15	28,677	2,461.43	614,583	12,652.30	2,946,219	22.10	1,653
平成29年	15,281.98	3,616,772	146.15	28,678	2,461.43	619,636	12,652.30	2,966,738	22.10	1,670
平成30年	15,281.19	3,658,469	145.36	30,406	2,461.43	626,927	12,652.30	2,999,428	22.10	1,708
令和元年	15,280.20	3,676,585	145.36	30,406	2,461.43	631,356	12,651.31	3,013,115	22.10	1,708

資料：農林振興課

○ 都市計画区域

(令和2年6月1日現在)

市街化区域			市街化調整区域 (ha)
用途地域	面積(ha)	割合(%)	
合計	1078.7	100.0	11,932
第1種低層住居専用地域	262.9	24.4	
第2種低層住居専用地域	11.7	1.1	
第1種中高層住居専用地域	56.8	5.3	
第2種中高層住居専用地域	41.6	3.9	
第1種住居地域	421.1	39.0	
第2種住居地域	38.1	3.5	
準住居地域	33.3	3.1	
近隣商業地域	38.0	3.5	
商業地域	36.4	3.4	
準工業地域	69.1	6.4	
工業地域	69.7	6.5	

資料：都市計画課

(5) 水道

亀岡市の上水道は、昭和34年1月に計画給水人口8,000人、給水能力1,800m³/日で給水開始し、以後、5次にわたる拡張を行っています。

平成30年4月からは、5箇所あった簡易水道は上水道事業と統合し、1箇所の飲料水供給施設は上水道の付帯施設として管理しており、亀岡市域1水道事業として運営しています。

平成21年3月に策定した亀岡市水道ビジョンは、水道の将来像を「いつでも、どこでも安全で大切な、おいしい水を」と掲げ、整備計画年次を平成31年として、計画給水人口を100,000人、計画1日最大給水量を44,000m³/日とし、適切な見直しを行いながら計画的に事業を推進してきました。

今後も、健全で効率的な経営のもとで適切な施設の維持・更新を行い、安全・安心な水道水を安定して提供してまいります。

○ 上水道の状況 (各年度3月31日現在)

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
行政区域内人口(人)	89,407	88,833	88,182
給水区域内人口(人)	81,188	87,242	86,597
現在給水人口(人)	81,067	87,001	86,348
普及率(%)	99.9	99.7	99.7
給水戸数(戸)	29,434	32,176	32,199
1日平均配水量(m ³)	26,337	28,186	27,788
1日最大配水量(m ³)	28,412	31,298	31,085
1人1日平均配水量(ℓ)	325	324	322
配水能力(m ³ /日)	53,600	53,847	53,847

○ 飲料水供給施設の状況 (令和2年3月31日現在)

飲料水供給施設名	給水人口(人)
小泉飲料水供給施設	60

(6) 公共下水道・地域下水道

亀岡市の公共下水道は、昭和50年から管渠工事に着手、昭和58年3月から供用を開始し、市街化区域を中心とする区域において順次整備面積を拡大しています。

また、広範な市域をカバーするため、農業集落排水事業等の地域下水道事業も展開して水質の保全と生活環境の改善に努めています。

○ 公共下水道の状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
年度末水洗化人口(人)	70,108	71,524	71,481
年度末水洗化件数(件)	29,959	30,921	31,359
年間汚水処理水量(m ³)	9,020,780	8,990,820	8,747,980
1日平均汚水処理水量(m ³)	24,714	24,632	23,902

○ 公共下水道の普及状況

(各年度3月31日現在)

区 分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
総人口普及率(%)	$\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$	83.3	84.0	84.2
総面積普及率(%)	$\frac{\text{処理区域面積}}{\text{行政区域面積}}$	5.3	5.3	5.3
整備率(%) (全体計画)	$\frac{\text{整備面積}}{\text{全体計画面積}}$	67.6	67.8	67.9
整備率(%) (現在認可)	$\frac{\text{整備面積}}{\text{現認可面積}}$	82.3	82.3	82.4
水洗化率(%)	$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区域内人口}}$	94.2	95.9	96.3

○ 地域下水道の普及状況

(単位：人)

地区名	事業種目	計画人口	事業の状況
天川地区	コミュニティ・プラント 整備事業	600	平成6年4月供用開始 平成26年4月処理区域を公共下水道に編入
保津地区	特定環境保全 公共下水道事業	2,500	平成13年9月一部供用開始 平成14年12月全部供用開始
金岐地区	農業集落排水事業	370	平成6年12月供用開始 平成22年4月処理区域を公共下水道に編入
半国地区	農業集落排水事業	1,020	平成9年5月供用開始
犬甘野地区	農業集落排水事業	560	平成11年7月一部供用開始 平成12年3月全部供用開始
宮前地区	農業集落排水事業	2,390	平成14年2月一部供用開始 平成16年5月全部供用開始
本梅地区	農業集落排水事業	2,770	平成16年5月一部供用開始 平成19年8月全部供用開始
川東地区	農業集落排水事業	6,090	平成21年4月一部供用開始 平成24年3月全部供用開始
小泉地区	小規模集合排水処理 施設整備事業	90	平成12年5月供用開始

○ 地域下水道の水洗化状況

(令和2年3月31日現在)

施設名	区域内人口(人)	水洗化人口(人)	水洗化率(%)
保津浄化センター	1,561	1,485	95.1
半国浄化センター	517	502	97.1
犬甘野浄化センター	261	248	95.0
宮前浄化センター	1,367	1,167	85.4
本梅浄化センター	1,416	1,303	92.0
川東浄化センター	4,371	3,771	86.3
小泉浄化センター	54	54	100.0

(7) 一般廃棄物処理施設

○ 可燃物処理（焼却工場）

名 称	：	亀岡市桜塚クリーンセンター
所在地	：	亀岡市東別院町小泉桜塚 6-6
敷地面積	：	10,461.31 m ²
炉型式	：	准連続燃焼式焼却炉（ストーカー式）
処理能力	：	120 t/日（60 t/24h×2 炉）
受入供給方式	：	ピット・アンド・クレーン方式
竣工	：	平成9年3月

○ 不燃物処理及び資源化処理等

名 称	：	エコトピア亀岡
所在地	：	亀岡市東別院町大野法華 1 番地
竣工	：	平成19年3月

（埋立処分地）

敷地面積	：	16,000 m ²
埋立容量	：	110,000 m ³
埋立構造	：	準好気性埋立
埋立方式	：	サンドイッチ方式、セル方式の併用

（浸出水処理施設）

処理能力	：	60 m ³ /日
処理方式	：	生物学的脱窒素処理（接触曝気）、凝集沈殿処理、砂濾過処理、活性炭吸、キレート吸着及び紫外線滅菌処理

（資源化処理施設）

処理方法	：	空きカン；磁気式選別機＋プレス機（Cプレス 3.0 t/6h） 空きビン；ストックヤード（カレット）158 m ³
------	---	---

（可燃性粗大ごみ破碎処理施設）

処理方法	：	磁気式選別機＋車両型 2 軸剪断式破碎機（4.9 t/5h）
------	---	--------------------------------

2. 亀岡市の環境行政の取り組み

(1) 環境行政の推移

年	月	事	項
昭和42	8	公害対策基本法制定	
43	6	大気汚染防止法制定 騒音規制法制定	
44	9	西別院町、京都精錬所の鉛公害が問題化	
45	9	企画管理室に公害担当を設置	
	12	廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定	
46	12	水質汚濁防止法制定	
	3	京都府公害防止条例制定	
	6	悪臭防止法制定	
	7	公害交通対策課公害係を設置、亀岡市公害対策審議会条例を制定	
	9	樟田野町、大谷鉱山からの廃水によるカドミウム土壌汚染が問題化	
	10	亀岡市カドミウム公害被害者同盟を結成	
47	5	北摂連山5市1町採(砕)石公害対策連絡協議会を設置	
48	10	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定	
	12	騒音規制法に基づく地域指定がなされる	
49	8	亀岡市公害防止に関する要綱を制定	
51	6	振動規制法制定	
52	7	アユモドキが国の天然記念物に指定される	
53	3	振動規制法に基づく地域指定がなされる	
	6	瀬戸内海環境保全特別措置法制定	
55	8	亀岡市合成洗剤対策推進要綱制定	
56	4	亀岡市あき地の雑草等の除去に関する要綱制定	
58	7	機構改革により公害交通課を環境交通課に改組	
	9	大谷鉱山栗村鉱業所が倒産、亀岡市が廃水処理施設を管理運営	
59	4	京都府農業総合研究所に大気汚染常時監視測定局を設置	
61	5	騒音に係る環境基準の地域類型が指定される	
	6	カドミウム土壌汚染地域に対し土地改良事業の実施を京都府に要望	
	8	家庭雑排水対策モデル地区処理施設設置事業補助金交付要綱を制定	
62	7	機構改革により環境交通課を生活環境課に改組	
63	4	カドミウム土壌汚染地域が農用地土壌汚染対策地域に指定される	
平成2	1	亀岡地域農用地土壌汚染対策計画が承認され対策工事に着手	
	4	悪臭防止法に基づく規制地域を市街化区域に指定	
	5	11 環境基本法制定	
	7	12 京都府環境を守り育てる条例制定	
	9	3 京都府環境基本計画、京都府地球環境保全行動計画を策定	

年	月	事 項
平成10	10	地球温暖化対策の推進に関する法律制定
	12	亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例を制定
12	3	亀岡市環境基金条例を制定
	4	機構改革により市民部を環境市民部に、生活環境課を環境総務課と環境事業
	5	課に改組し、環境市民部に環境企画監を設置 循環型社会形成推進基本法制定
13	7	亀岡市役所本庁舎をサイトとしてISO14001の認証を取得
	4	「家電リサイクル法」スタート（特定家庭用機器再商品化法の本格施行） 不法投棄等監視員設置
14	6	郵便局、清掃公社、市の3者で不法投棄などの情報提供に関する覚書を締結
	11	ISO14001ステップアップ宣言・亀岡版家庭ISO導入開始
	3	亀岡市環境基本計画策定・亀岡市ごみ処理基本計画策定
15	4	地球環境子ども村開村
	5	土壤汚染対策法制定
	12	亀岡市環境基本計画推進会議設置
	4	機構改革により環境企画監を廃止（組織階層のフラット化）
	5	亀岡市役所本庁舎に上下水道部庁舎を加えISO14001の認証取得を更新
16	9	有料指定ごみ袋制を開始
	—	アユモドキが環境省レッドデータブックにて絶滅危惧IA類に登録される
	4	機構改革により環境総務課を環境政策課に改組
17	7	アユモドキが国内希少野生動物種に指定される
	2	気候変動枠組条約第3回締結国会議(COP3)で採択された「京都議定書」が発効
18	3	亀岡市環境美化条例を制定
	12	京都府地球温暖化対策条例制定
19	8	亀岡市地球温暖化対策実行計画策定 亀岡市環境マネジメントシステム・ステップアップ宣言
	1	亀岡版家庭ISO見直し
20	4	美化推進重点地域指定
		京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例施行
21	1	亀岡市地球温暖化対策地域推進計画策定 亀岡環境の日啓発キャンペーン「ライトダウン in かめおか」実施
	5	みどりのカーテン事業開始
	8	亀岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付開始
22	10	京都府地球温暖化対策条例改定
23	3	東日本大震災発生

年	月	事 項	
2 4	3	亀岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定	
		第2次亀岡市環境基本計画の策定	
	4	自然エネルギーの地産地消に向けた提言	
		温暖化対策環境マネジメントシステム運用開始	
	7	再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始	
	8	第10回海ごみサミット2012 亀岡保津川会議開催	
	2 5	4	川と海つながり <small>みんなできくろう</small> 共創プロジェクト設置
	2 6	3	
2 7		第1回「保津川の日」関連イベント開催	
2 7	1 1	アユモドキが国際自然保護連合（IUCN）レッドリストにて絶滅危	
		惧種（CR）に登録される。	
2 8	3	亀岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金廃止	
2 9	3	亀岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し	
		第3回「川ごみサミット」開催	
2 9	4	亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金創設 アユモドキを市の魚に制定	
3 0	1	地域新電力会社「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を設立	
3 0	3	亀岡市ゼロエミッション計画（亀岡市ごみ処理基本計画）策定	
3 0	1 2	かめおかプラスチックごみゼロ宣言	
3 1	3	亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例制定	
匁 元	8	「亀岡市におけるエコバッグ等の持参及びレジ袋の大幅削減の取組に 関する協定」によるプラスチック製レジ袋有料化（6事業者・2団体）	
2	2	亀岡市ポイ捨て等禁止条例制定、亀岡市環境美化条例の廃止	
	3	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例制定	
3	1	亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止を開始	
	2	かめおか脱炭素宣言	
	3	亀岡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し	

(2) 現在の取り組み状況

亀岡市では、平成23年1月に第4次亀岡市総合計画～夢ビジョン～を策定し、「水・緑・文化が織りなす笑顔と共生のまち かめおか～セーフコミュニティの推進とにぎわいのまちづくり」を将来都市像にして、環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりを目指しています。

ア. 環境にやさしいまちづくりの推進

環境にやさしいまちづくりの推進を図るため、平成12年3月に「環境基本条例」を制定し、平成13年度に「環境基本計画」を策定し、平成24年3月には環境基本計画を見直し、令和3年度を目標年次とする、第2次亀岡市環境基本計画を策定しました。

また、平成12年7月26日に「ISO14001」の認証を取得し、その輪を市域に広げると共に、平成18年8月には、亀岡市独自の環境マネジメントシステムへのステップアップを宣言し、運用を進めています。

さらに、平成20年5月公布及び平成21年4月1日に施行された「エネルギーの使用の合理化に関する法律」により、亀岡市役所が特定事業者指定されたため、中長期計画書を策定し、エネルギー消費原単位の年平均1%以上の低減に努めているところです。

平成20年度に策定した「亀岡市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、環境への負荷が少ない自然エネルギーの利用を促進するため、平成21年8月に「亀岡市住宅用太陽光発電システム設置事業補助金」の交付を開始し、平成27年11月に設置目標の4メガワットに達したことから廃止しましたが、平成28年に「京都府家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金制度」が創設されたことを機に、平成29年度に「亀岡市家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助事業」を実施し、市民の利益を守るとともに、自ら再生可能エネルギーで電気を創り、貯め、賢く使う自立型エネルギーの普及を促進しています。

平成30年1月には京都府内初となる地域新電力「亀岡ふるさとエナジー株式会社」を民間企業との共同出資で設立し、公共施設等に電力を供給する地産地消型の地域新電力事業を実施しています。今後は、その収益を活用してまちづくりに資する事業を展開することとしています。

令和3年2月には「かめおか脱炭素宣言」を発出し、平成27年11月のパリ協定以降、世界的な脱炭素化に向けた取組が加速し、国内においても脱炭素化に舵が切られる中、令和3年までに本市域における二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしています。

また、地球温暖化や省エネルギー対策として平成21年度から市内の保育所、小学校、介護施設で実施してきましたゴーヤの苗からみどりのカーテンを育てる「みどりのカーテン事業」は、令和元年度から「みどりのカーテン普及啓発活動」として、花と緑のフェスティバルにおいてゴーヤの苗を配布し、市民の協力を得

て栽培記録を市ホームページやフェイスブックに掲載し、みどりのカーテンの取組を推進しています。

本市の豊かな自然環境のシンボルでありますアユモドキは、かつては、身近に見られる魚でしたが、昭和52年に国の天然記念物に指定され、平成15年には環境省のレッドデータブックにて絶滅危惧種ⅠAに登録、平成27年には国際自然保護連合（IUCN）レッドリストにて絶滅危惧種CRに登録されました。

平成20年度には、外来魚の被害を受け、個体数が減少する危機的な状況に陥りました。こうしたことから、地元自治会や関係機関と連携して外来魚侵入防除やアユモドキの救出活動を行うなど、安定したアユモドキの保全、保護活動が行われるように努めています。これらの市民協働によるアユモドキの普及啓発や環境保全意識の向上を目的として亀岡市役所、保津川遊船企業組合でアユモドキを展示しています。平成29年4月には本市の自然環境のシンボルとしてアユモドキを「市の魚」に制定しました。

今後も、環境にやさしい取り組みを市民と協働して推進し、自然豊かな亀岡が全国に発信できるよう、率先的な活動を展開します。

イ. 環境保全対策

水と緑に恵まれた本市の環境を保全するため、市内を流れる19河川の35定点で水質検査を実施、各河川の水質チェックを行い、環境保全対策に活用しています。また、生活排水による水質の汚濁を防止するため、公共下水道や農業集落排水事業等の地域下水道の整備を進めるとともに集合型処理が困難な地域については、浄化槽の普及促進に努めています。

平成20年4月に亀岡駅周辺地域及び曾我谷川の禁漁区について亀岡市環境美化条例に基づき「美化推進重点地域」に指定し、ごみのポイ捨てがない美しいまちづくりを進めてきました。

また、自然環境の保全ならびに災害の防止を図るため、「亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、たい積行為及び切土の規制に関する条例」を制定し、埋立て等の行為に対して指導・監視を行っています。

さらに、京阪神都市圏に隣接する地理的な条件や市の周辺部を中心に広範な山林を有することから、近年、自然環境の破壊や大気汚染、水質汚濁の原因となるごみの不法投棄やごみの焼却行為が増加する傾向にあり、全国的にも大きな社会問題となっています。こうした不法行為を早期に発見し指導することが最大の手段であることから、監視パトロールを実施し、京都府や関係機関との密接な連携のもと指導・監視を行っていきます。

世界的規模で問題となっている海ごみ（海洋ごみ）問題の改善を図るため、平成24年度には「第10回海ごみサミット2012亀岡保津川会議」を開催しました。その成果を踏まえ、翌平成25年度以降は、多くの人々が川に親しみ、楽しめる記念日として毎年3月第1日曜日に「保津川の日」を開催するなど、内陸部からの海ごみの発生抑制対策に積極的に取り組んでいます。

とりわけ、海ごみの大半が内陸地域から河川を通じて流れてくることに着目し、市内河川の清掃活動を行うことが単なる河川環境の保全だけでなく下流及び沿岸地域の環境保全につながるものであるという意識を持って、市民・企業・NPO・行政等が連携して様々な事業を展開しています。

また、次代を担う市内の小・中学生を対象に、海ごみの発生メカニズムや内陸部からの海ごみ発生抑制対策の重要性について学ぶ、環境学習事業を実施し、長期的なビジョンを持った意識啓発にも取り組んでいます。

こうした取組を深化させて、市民とともに自然環境の保全と地域経済の活性化に一体的に取り組むために、平成30年12月に亀岡市と亀岡市議会とともに「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。宣言の発出以降、令和元年8月に市内スーパー6事業者・12店舗・商店連盟・商業協同組との協定によるプラスチック製レジ袋の有料化が始まりました。平成31年4月にはプラスチック製レジ袋禁止条例の制定に向けて「世界に誇れる環境先進都市かめおか協議会」を設立し、産官学による議論と市内全域での市民説明会を行い、令和2年3月に「亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例」を制定し、令和3年1月からプラスチック製レジ袋の提供が有償無償を問わず禁止となりました。

また、プラスチックごみゼロのまちを実現するためには、ごみの投棄を抑止する施策を必要があることから、令和2年2月に亀岡市議会議員提案による「亀岡市ポイ捨て等禁止条例」を制定し、これまでの亀岡市環境美化条例を廃止し、ごみのポイ捨て対策を強化するとともに、令和12年までに使い捨てプラスチックごみゼロのまちづくりを目指し、世界に誇れる環境先進都市に向けた取組を推進しています。

3. 亀岡市の環境の現況

(1) 大 気

(現 況)

大気汚染は、その発生源が固定発生源（事業所等）と移動発生源（自動車等）に大別されます。

亀岡市における固定発生源は、大気汚染防止法及び京都府環境を守り育てる条例に基づく「ばい煙発生施設等」が市内に211施設あり、そのうち42%（89施設）がボイラー施設で、その他には大規模なばい煙を発生する施設はありません。

(令和元年度末現在)

移動発生源である自動車については、市内の保有台数が令和元年度末で約7万2千台と前年度より約3百台程度少ない傾向にあります。

大気汚染の状況は、京都府が農林センター（余部町）敷地内で連続測定を実施しており、その結果では長期的評価による環境基準達成状況について、光化学オキシダントが環境基準を達成していないものの、二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質については環境基準を達成しており、比較的清浄な大気の状態を示しています。

(数値は資料編を参照)

(大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況)

(京都府資料)

年 度	昭和60年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度
二 酸 化 硫 黄	○	○	○	○
二 酸 化 窒 素	○	○	○	○
光化学オキシダント	●	●	●	●
浮遊粒子状物質	○	●	○	○
微小粒子状物質	-	-	-	-

年 度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
二 酸 化 硫 黄	○	○	○	○
二 酸 化 窒 素	○	○	○	○
光化学オキシダント	●	●	●	●
浮遊粒子状物質	○	○	○	○
微小粒子状物質	-	●	○	○

※○は環境基準の達成 ●は環境基準の未達成を表す。

※光化学オキシダントについては昼間（6～20時）の1時間値が環境基準を達成している場合のみ達成と表す

※微小粒子状物質については長期基準及び短期基準を共に達成している場合のみ達成と表す

(届出状況)

ア. 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設

施設名	ボイラー	金属溶解炉	乾燥炉	廃棄物焼却炉	溶解炉	ガスタービン	ディーゼル機関	ガス機関
施設数	89	4	2	4	1	2	21	1

施設数の合計 124 (工場・事業所数 57)

イ. 京都府環境を守り育てる条例に基づくばい煙に係る特定施設

施設名	施設数
繊維工業の用に供する漂白施設等	10
出版業等の用に供するグラビア印刷施設等	2
金属製品製造等の用に供する乾燥施設等	40
その他の製品製造の用に供する乾燥焼付施設等	11
洗濯業の用に供するドライクリーニング施設	18
自動車整備業の用に供する吹付塗装施設	6

施設数の合計87 (工場・事業所数39)

(2) 水 質

(現 況)

亀岡市は、豊富な水に恵まれ市内を流れる各河川は、いずれも重要な水資源として農業用水などに利用されており、19の河川に定点を設け、定期的に水質検査を実施しています。

水質の状況は、平成26年度から平成28年度の検査結果を見ると全体的に横ばい状態を示し、いずれの河川においても、正常な状態を維持しています。(詳細な数値は資料編を参照)

また、京都府の調査では、中小河川が流入する桂川(保津川)の環境基準点である渡月橋(京都市右京区)においてもBOD(生物化学的酸素要求量)は、0.6 mg/ℓ(令和元年度)と良好な水質状況を示し、環境基準A類型を達成しています。

桂川(渡月橋)のBOD(75%水質値)の推移

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0.6 mg/ℓ	0.7 mg/ℓ	0.9 mg/ℓ	0.7 mg/ℓ	0.6 mg/ℓ

桂川(保津峡)の水質検査の結果(令和元年度の年間平均値)

検査項目	略称	単位	測定値	環境基準
水素イオン	pH	-	7.6	6.5以上 8.5以下
溶存酸素量	DO	mg/ℓ	8.8	7.5以上
生物化学的酸素要求量	BOD	mg/ℓ	0.7	2以下
化学的酸素要求量	COD	mg/ℓ	2.4	-
浮遊物質	SS	mg/ℓ	6	25以下
大腸菌群数	-	MPN/100mℓ	2.0×10^4	1,000以下

市内各河川の水質検査結果の推移（BODの年間平均値）（単位：mg/ℓ）

水質検査測定地点		平成28年度	平成29年度	平成30年度
鶉ノ川（めがね橋付近）	篠町	<0.5	0.7	0.8
鶉ノ川（桂川合流前）	篠町	0.5	0.9	0.7
西川（下条橋付近）	篠町	1.0	1.2	1.2
西川（桂川合流前）	篠町	1.0	1.5	1
年谷川（鋤山神社付近）	亀岡地区	<0.5	1	1.4
年谷川（桂川合流前）	亀岡地区	2.2	6.9	1.6
雑水川（医王谷付近）	亀岡地区	0.6	0.7	0.7
雑水川（南郷堀）	亀岡地区	1.3	1.9	1.1
曾我谷川（春日部付近）	曾我部町	0.7	1	0.8
曾我谷川（桂川合流前）	亀岡地区	0.7	1.8	0.7
赤川（宇津根踏切付近）	亀岡地区	1.0	1.2	1.4
法貴谷川（法貴付近）	曾我部町	0.7	0.7	0.9
犬飼川（養鶏場付近）	西別院町	1.7	1.5	1.5
犬飼川（川西付近）	西別院町	0.6	0.6	0.7
犬飼川（倉谷橋付近）	曾我部町	0.6	0.8	0.8
犬飼川（小幡橋付近）	曾我部町	0.5	0.8	1.1
犬飼川（桂川合流前）	大井町	0.7	1.3	0.9
栢原川（落合橋下流）	東別院町	0.8	0.8	0.7
栢原川（九折橋下流）	東別院町	0.9	0.8	0.8
砂川（鹿谷付近）	葎田野町	0.8	1	1
砂川（染色工場下流）	葎田野町	1.3	1.1	0.9
山内川（芦ノ山付近）	葎田野町	0.7	0.8	1.4
山内川（夫婦松橋付近）	葎田野町	1.0	0.9	0.8
山内川（山内川橋下流）	葎田野町	0.7	1.7	0.8
願成寺川（法然寺付近）	大井町	1.2	3.3	1.5
千々川（行者橋付近）	千代川町	0.9	1.0	1.2
千々川（JR鉄橋付近）	千代川町	0.7	1.4	1.0
古川（古川橋付近）	馬路町	1.1	1.4	1.8
七谷川（若宮橋付近）	河原林町	0.8	1.5	1.1
七谷川（キャンプ場付近）	千歳町	<0.5	0.7	0.7
本梅川（水橋付近）	本梅町	0.9	1.3	1.0
大路次川（あたご橋下流）	畑野町	0.6	1.0	0.8
愛宕谷川（愛宕橋付近）	保津町	<0.5	0.8	0.6
桂川（寅天井堰下流）	千代川町	0.7	0.9	0.9
桂川（保津峡入口付近）	篠町	0.7	0.8	1.2

(3) 騒音

(現況)

騒音とは、いわゆる「好ましくない音」の総称であり、発生しない方がよいとされる音のことです。音自体は日常生活の中で欠くことのできないものですが、同じ音でも時と場合等により好ましくないこともあり、近年近隣騒音の苦情が増加傾向にあります。

亀岡市においては、環境騒音の実態把握と環境基準の適合状況を調査するため、毎年1回環境騒音の測定を実施しています。

住居地域では昼間が36～58デシベル(dB)、夜間が35～49デシベル、商業・工業地域では、昼間が44～68デシベル、夜間が37～59デシベル、自動車交通騒音測定結果では道路近傍が昼間は64～76デシベル、夜間は56～72デシベル、後背地では昼間は46～56デシベル、夜間が37～53デシベルとなっています。(環境騒音測定は平成29年3月、自動車交通騒音測定は平成28年10月に実施、詳細な数値は資料編を参照)

環境基準の適合状況については、住居地域では昼間は約86%、夜間では約80%の測定地点が環境基準に適合していましたが、環境基準を超える騒音の測定地点もあり、その要因は主に自動車の走行音によるものです。

騒音の大きさの例

120 dB	飛行機のエンジンの近く
110 dB	自動車の警笛(前方2m)、リベット打ち
100 dB	電車が通る時のガード下
90 dB	騒々しい工場の中、犬の鳴き声(正面5m)、カラオケ
80 dB	地下鉄の車内、電車の車内、ピアノ(正面1m・バイエル104番)
70 dB	ステレオ(正面1m夜間)、騒々しい事務所の中、街頭
60 dB	静かな乗用車、普通の会話
50 dB	静かな事務所、クーラー(室外、始動時)
40 dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 dB	郊外の深夜、ささやき声
20 dB	木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音(前方1m)

(届出状況)

ア. 騒音規制法に基づく特定施設届出状況

種 類	平成29年度までの累計		平成30年度		令和元年度	
	特 定 施設数	工場数	特 定 施設数	工場数	特 定 施設数	工場数
金属加工機械	215	21	1	1	1	1
空気圧縮機及び送風機	514	67	—	—	—	—
土石用破碎機等	2	1	—	—	—	—
織 機	95	7	—	—	—	—
建設用資材製造機械	3	2	—	—	—	—
穀物用製粉機	—	—	—	—	—	—
木材加工機械	76	17	—	—	—	—
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—
印 刷 機 械	41	15	1	1	1	1
合成樹脂射出成形機	54	7	—	—	—	—
鋳物造型機	2	1	—	—	—	—
合 計	1002	138	2	2	2	2
実 数		112		2		0

イ. 騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

種 類	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
くい打機等を使用する作業	2	—	1
びょう打機を使用する作業	—	—	—
削岩機を使用する作業	5	7	9
空気圧縮機を使用する作業	—	11	2
コンクリートプラント等を設けて行う作業	—	—	—
バックホウを使用する作業	6	12	8
トラクターショベルを使用する作業	—	2	1
ブルドーザーを使用する作業	5	10	7
合 計	18	42	28

ウ. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設届出状況

種 類	年 度 施設数	平成29年度までの累計		平成30年度		令和元年度	
		特 定 施設数	工場数	特 定 施設数	工場数	特 定 施設数	工場数
金 属 加 工 機 械	622	55	—	—	13	1	
圧 縮 機	1461	187	79	9	126	22	
送 風 機	339	56	1	1	3	1	
粉 砕 機	133	19	—	—	—	—	
織 維 機 械	183	12	—	—	—	—	
建設用資材製造機械	9	8	—	—	—	—	
木 材 加 工 機 械	258	51	—	—	—	—	
抄 紙 機	—	—	—	—	—	—	
印 刷 機 械	15	7	—	—	—	—	
合成樹脂加工機械	27	9	—	—	—	—	
鋳 物 造 型 機	2	1	—	—	—	—	
遠 心 分 離 機	5	4	—	—	—	—	
クーリングタワー	118	26	—	—	2	2	
重 油 バ ー ナ ー	28	3	—	—	—	—	
工業用動力マシン	666	37	—	—	—	—	
ガ ラ ス 研 磨 機	18	3	—	—	—	—	
ニューマチックハンマー	24	1	—	—	—	—	
コルゲートマシーン	—	—	—	—	—	—	
合 計	3,908	479	80	10	144	26	
実 数		415		2		2	

(4) 振 動

(現 況)

亀岡市においては、基準を超える振動を発生している事業所・工場は現在のところなく、公害苦情もほとんどありません。

(届出状況)

ア. 振動規制法に基づく特定施設届出状況

種 類	年 度 施設数	平成29年度までの累計		平成30年度		令和元年度	
		特 定 施設数	工場数	特 定 施設数	特 定 施設数	工場数	特 定 施設数
金 属 加 工 機 械		373	28	1	1	1	1
圧 縮 機		307	50	—	—	—	—
土石用破碎機等		2	1	—	—	—	—
コンクリートブロックM		73	6	—	—	—	—
織 機		2	2	—	—	—	—
木 材 加 工 機 械		14	8	—	—	—	—
印 刷 機 械		26	10	1	1	1	1
ゴム練用ロール機		—	—	—	—	—	—
合成樹脂用射出成形機		53	13	—	—	—	—
鋳物造型機		2	1	—	—	—	—
合 計		852	119	2	2	2	2
実 数			86		2		0

イ. 振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

種 類	年 度	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
くい打機等を使用する作業		5	2	—
鋼球を使用して破壊する作業		—	—	—
塗装版破碎機を使用する作業		1	—	—
ブレーカーを使用する作業		8	14	8
合 計		14	16	8

ウ. 京都府環境を守り育てる条例に基づく特定施設届出状況

種 類	年 度 施設数	平成29年度までの累計		平成30年度		令和元年度	
		特 定 施設数	工場数	特 定 施設数	特 定 施設数	工場数	特 定 施設数
金 属 加 工 機 械		280	28	—	—	13	1
粉 砕 機		121	15	—	—	—	—
バッチャープラント		8	8	—	—	—	—
冷 凍 機		355	88	57	7	91	20
遠 心 分 離 機		1	1	—	—	—	—
ニューマチックハンマー		24	1	—	—	—	—
コルゲートマシーン		—	—	—	—	—	—
原 石 切 断 機		4	1	—	—	—	—
合 計		793	142	57	7	104	21
実 数			126		2		2

(5) 悪 臭

(現 況)

悪臭は、人体に直接被害を及ぼすことは少ないのですが、心理的・感覚的な苦痛として間接的に被害を与えることがあります。

亀岡市には、悪臭による苦情が度々寄せられますが、そのほとんどがごみ焼却時の臭気や畜産糞尿の臭気によるものです。

平成4年6月に亀岡市内のうち市街化区域が悪臭防止法に基づく規制地域に指定され、悪臭物質のアンモニアなど22の物質について濃度規制がされていますが、亀岡市においてはこの規制値を適用する事例は現在のところ発生していません。

(届出状況)

京都府環境を守り育てる条例に基づく届出状況（令和元年度までの累計）

施 設 の 種 類	施 設 数
飼料、肥料又は「にかわ」の製造の用に供する施設で原料置き場	5
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設等	3
合 計	8

(6) 土壌汚染

(概 要)

昭和46年に亀岡市でタングステンを採掘していた栗村鉱業所大谷鉱山の下流域（蔦田野町・吉川町・大井町）で生産された昭和45年産米から厚生労働省（当時：厚生省）が食料米の安全基準としているカドミウム含有量1ppmを超える産米が検出され、カドミウムによる土壌汚染が明らかになりました。

その後、企業において、排水処理施設の設置、土壌改良剤の投入等による応急対策が講じられてきましたが、昭和58年に企業が倒産。以後亀岡市が排水処理施設の管理運用に当たるとともに、関係農家の意向を踏まえ、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地土壌汚染対策計画を策定、平成3年12月から「府営公害防除特別土地改良事業」に着手し、平成19年度に事業が完了しました。

(7) その他

ダイオキシン類

ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）およびコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称で、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときなどに意図せず生成される有機性塩素化合物です。

今日では、廃棄物の焼却が主な発生源となることが解明されていますが、毒性が非常に強く分解しにくいため、環境汚染が問題となっています。このため、平成11年12月にダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁および土壌の汚染に係る環境基準が設定されました。

京都府が平成28年度に実施したダイオキシン類の調査では、亀岡市はいずれも環境基準を下回っています。

なお、ごみ焼却施設である亀岡市桜塚クリーンセンターの排ガス中のダイオキシン類濃度は0.000092～0.000059ng-TEQ/m³Nであり、ダイオキシン類対策特別措置法の排出基準を下回っています。

<大気中のダイオキシン類調査結果> (令和元年度)

区 分	調 査 地 点	濃 度 (pg-TEQ/m ³)	
		年平均値	範 囲
一 般 環 境	亀岡測定局	0.010	0.0067~0.017
環 境 基 準 (年 平 均 値)		0.6	

<公共水域の水質及び水底の底質のダイオキシン類調査結果> (令和元年度)

区 分	調 査 地 点	水質濃度 (pg-TEQ/l)	底質濃度 (pg-TEQ/g)
河 川	犬 飼 川 (並 河 橋)	0.13	-
環 境 基 準		1	150

<土壌中のダイオキシン類調査結果> (令和元年度)

区 分	調 査 地 点	濃 度 (pg-TEQ/g)
土 壌	亀岡市A地点	-
環 境 基 準		1,000

<亀岡市ごみ焼却施設の排ガス中ダイオキシン類調査結果> (令和元年度)

施 設 名	炉 番 号	炉規模 (t/日)	排ガス中ダイオキシン類濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	法定基準
桜塚クリーンセンター	1	60	0.000076	5
	2	60	0.000037	
	3	60	0.000035	

※但し1日の運転は最大2炉で、炉規模については上限120t/日

※法定基準は、14.12.1以降設置の既存施設で1時間当たり2,000~4,000kgの焼却能力を有する焼却炉に該当

(8) 空き地の雑草

(現 状)

本市においては、都市化が進み団地開発や土地分譲が盛んに行われてきましたが、放置されたままの造成地などの空き地が点在し、雑草が繁茂して生活環境を悪化させるなど苦情も増加してきたことから、昭和56年に「亀岡市空き地の雑草等の除去に関する要綱」を制定し、定期的にパトロールを行うとともに、平成17年には「亀岡市環境美化条例」を制定（令和2年に廃止）しました。令和2年には亀岡市ポイ捨て等禁止条例を制定し、管理状態が不良な箇所に対して指導を行っています。

要綱の適用範囲は、市街化区域を対象としており、令和元年度の最終未刈取率は約61.5%で、不良な箇所の所有者等に文書で刈り取りを依頼し、再調査を行った結果、それでも不良の場合は再度文書を送り、雑草除去を指導しています。なお、冬季は亀岡消防署と連携し火災予防の観点からも指導いただいています。

(結 果)

<雑草パトロールの結果>

(単位：件)

調査日	項目	亀岡地区	曾我部町	大井町	千代川町	篠町	東つつじヶ丘	西つつじヶ丘	南つつじヶ丘	合計	
平成29年度	6/22	調査箇所	8	7	2	2	5	4	6	5	39
		不良箇所	2	4	0	1	3	3	5	2	20
		未刈取率(%)	25.0	57.1	0	50.0	60.0	75.0	83.3	40.0	51.3
	12/14	調査箇所	—	3	—	1	3	3	6	4	20
		不良箇所	—	1	—	1	1	1	1	0	5
		未刈取率(%)	—	33.3	—	100	33.3	33.3	16.7	0	25.0
平成30年度	6/25	調査箇所	7	6	2	1	7	3	6	5	37
		不良箇所	6	2	1	0	6	3	4	4	26
		未刈取率(%)	85.7	33.3	50.0	0	85.7	100	66.7	80.0	70.3
	12/12	調査箇所	1	2	1	2	3	3	1	2	15
		不良箇所	0	1	1	1	1	1	0	2	8
		未刈取率(%)	0	50.0	100	50.0	33.3	33.3	0	100	53.3

(単位：件)

調査日		項目	亀岡地区	曾我部町	大井町	千代川町	篠町	東つじヶ丘	西つじヶ丘	南つじヶ丘	合計
令和元年度	6/26	調査箇所	8	4	2	1	9	1	6	2	33
		不良箇所	1	4	2	1	4	1	4	1	18
		未刈取率(%)	12.5	100	100	100	44.4	100	66.7	50	54.5
	12/20	調査箇所	1	3	0	1	3	1	3	1	13
		不良箇所	0	3	0	1	1	1	2	0	8
		未刈取率(%)	0	100	0	100	33.3	100	66.7	0	61.5

(9) 公害苦情の状況

(現 状)

亀岡市における公害苦情の過去3年間の特徴は、不法投棄に関する苦情が196件(49.6%)と圧倒的に多く、ついで雑草の繁茂に関する苦情が82件(20.8%)、ついで野焼き等の大気汚染が27件(6.8%)となっています。傾向としては、苦情受理件数は年々減少が見られますが、典型的な公害で区分できないその他の41件(10.4%)が増加しています。

○ 年度別苦情件数

(単位：件)

年度 種類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計	構成比
大 気 汚 染	12	6	9	27	6.8%
水 質 汚 濁	4	0	2	6	1.5%
騒 音	9	9	2	20	5.1%
振 動	0	0	1	1	0.2%
悪 臭	9	4	9	22	5.6%
雑 草	22	34	26	82	20.8%
不 法 投 棄	87	72	44	196	49.6%
そ の 他	12	11	11	41	10.4%
計	155	136	104	395	100.0%

○ 地域別苦情件数

(単位：件)

年 度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	合 計	構成比
地 域						
中 央	亀岡地区、篠、 大井、千代川、 東・西・南つつじヶ丘	84 (16)	79 (23)	52 (16)	215 (55)	54.4%
中 部	曾我部、吉川、 禰田野	16 (2)	19 (4)	25 (2)	60 (8)	15.1%
川 東	旭、馬路、千歳、 河原林、保津	22 (-)	10 (-)	5 (2)	37 (2)	9.3%
西 部	本梅、畑野、 宮前、東本梅	20 (4)	25 (6)	16 (4)	61 (14)	15.7%
南 部	東別院、西別院	13 (-)	3 (1)	6 (2)	22 (3)	5.5%
合 計		155 (22)	136 (34)	104 (26)	395 (82)	100.0%

※ () は、雑草についての苦情件数

4. 亀岡市の一般廃棄物の状況

(1) ごみ処理の沿革

年 月	事 項
昭和 31 年 10 月	市営塵芥処理施設が余部町に完成
昭和 35 年	し尿くみ取りを許可制とする
昭和 39 年	特別清掃区域（亀岡地区）でごみの収集を開始
昭和 41 年 11 月	清掃センター第1工場（し尿処理施設）が大井町に完成（36kℓ／日）
昭和 42 年	医王谷埋立処分場への搬入を開始
昭和 44 年 11 月	埋め立てごみの定期収集を開始、収集区域を拡大
昭和 45 年 8 月	清掃センター第2工場（ごみ焼却場）が東別院町に完成（30 t／日）
昭和 46 年 11 月	し尿くみ取りを許可制から委託制に変更
昭和 47 年	清掃センター第1工場を拡張（76kℓ／日）
昭和 50 年 4 月	ごみ収集が無料化
昭和 52 年 2 月	財団法人亀岡市清掃公社を設立
昭和 53 年 4 月	清掃事務所桜塚工場が完成（40 t／16h×2基）
昭和 53 年 5 月	燃えるごみの収集区域を全市域に拡大
昭和 55 年 7 月	埋め立てごみの月2回収集区域を拡大
昭和 57 年 3 月	清掃事務所若宮工場（し尿処理施設）が完成（114kℓ／日）
昭和 58 年 4 月	公共下水道の供用を開始（亀岡地区・篠町の一部）
昭和 59 年 7 月	廃乾電池の分別収集をスタート（3種分別スタート）
昭和 60 年 9 月	燃えるごみの週2回収集区域を拡大
昭和 61 年	ごみ収集業務を財団法人亀岡市清掃公社に委託
昭和 62 年 9 月	燃えるごみの週2回収集区域を全市域に拡大
昭和 63 年	医王谷埋立処分場に不燃焼物転圧破碎機を導入
平成 3 年 10 月	4種分別収集（可燃・不燃・缶類・びん類）スタート
平成 6 年 10 月	可燃性粗大ごみの収集をスタート
平成 8 年 4 月	医王谷埋立処分場（エコトピア）供用開始（埋立容量128,000m ³ ）
平成 9 年 5 月	桜塚クリーンセンター（ごみ焼却場）が完成（40 t／16h×3基）
平成 10 年 7 月	護美を考える亀岡市民委員会をクリーンかめおか推進会議に改編
平成 12 年 8 月	ペットボトルの拠点収集をスタート
平成 14 年 3 月	亀岡市ごみ処理基本計画策定
平成 15 年 1 月	ごみ処理手数料改正・資源ごみ集団回収報奨金制度創設
平成 15 年 4 月	ごみ収集計画変更
平成 15 年 4 月	粗大ごみ（不燃性）有料戸別回収開始
平成 15 年 9 月	家庭ごみ有料指定袋制開始
平成 16 年 7 月	家庭ごみ有料指定袋に最小袋（燃やすごみ袋10ℓ）を追加
平成 19 年 3 月	医王谷埋立処分場（エコトピア）埋立業務終了
平成 19 年 4 月	エコトピア亀岡供用開始（埋立容量110,000m ³ ）
平成 20 年 12 月	使用済み蛍光灯の拠点収集をスタート
平成 24 年 4 月	「公益財団法人 亀岡市環境事業公社」へ移行

平成 25 年 1 月	粗大ごみ処理手数料改定
平成 25 年 3 月	若宮工場における汚泥焼却処理を廃止
平成 25 年 3 月	ごみ処理基本計画改定
平成 25 年 4 月	スプレー缶・ライターの分別収集開始
平成 26 年 3 月	第5次亀岡市生活排水処理基本計画策定
平成 26 年 3 月	エコトピア亀岡内に資源化物ストックヤード(プラスチック製容器包装・ペットボトル・使用済み小型家電) 竣工
平成 26 年 7 月	し尿収集手数料改正
平成 26 年 7 月	家庭ごみ有料指定ごみ袋最小袋(埋立てごみ袋15ℓ追加)
平成 26 年 10 月	プラスチック製容器包装・ペットボトルの分別収集開始
平成 26 年 10 月	ごみ収集計画変更
平成 27 年 10 月	使用済み小型家電、水銀体温計・水銀血圧計拠点回収開始(公共施設 11 箇所)
平成 30 年 3 月	亀岡市ゼロエミッション計画(亀岡市ごみ処理基本計画)策定
平成 30 年 6 月	ごみ処理手数料改定
平成 31 年 3 月	若宮工場におけるし尿受入停止
平成 31 年 4 月	し尿処理を船井郡衛生管理組合へ委託
令和元年 10 月	若宮工場廃止
令和元年 12 月	災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結
令和元年 3 月	日本紙業(有)が市内に設置する「エコゲート」に使用済み型家電回収ボックスを設置
	粗大ごみ(羽毛布団)の再資源化を開始
	使用済み小型充電式電池の分別収集開始

(2) ごみ排出量処理実績

(単位：トン)

	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
① 総ごみ排出量	28,068.71	27,209.04	26,700.60	25,982.28	25,730.95	25,062.18	25,205.10
② 家庭系ごみ排出量	21,005.78	20,314.35	19,703.60	19,052.66	18,723.67	18,573.92	18,417.76
③ 燃やすごみ	21,084.20	20,442.83	20,131.44	19,732.17	19,585.54	18,983.88	19,137.92
家庭系	14,641.92	14,045.68	13,498.73	13,188.07	12,980.58	12,837.49	12,869.81
事業系	6,419.83	6,361.91	6,582.74	6,516.78	6,574.78	6,114.97	6,216.85
その他	22.45	35.24	49.97	27.32	30.18	31.42	51.26
④ 埋立ごみ	2,012.49	1,782.50	1,548.89	1,463.66	1,519.97	1,597.97	1,722.58
家庭系	1,650.17	1,440.09	1,321.65	1,249.09	1,310.77	1,439.27	1,399.76
事業系	46.32	45.76	33.03	34.06	33.27	34.60	33.28
その他	316.00	296.65	194.21	180.51	175.93	124.10	289.54
⑤ 粗大ごみ	412.43	316.70	315.15	305.67	326.40	347.02	408.82
家庭系	177.58	173.91	188.52	197.85	208.60	236.09	275.58
事業系	0.00	0.47	0.32	1.75	2.77	0.94	0.00
その他	234.85	142.32	126.31	106.07	115.03	109.99	133.24
⑥ 空きカン	226.73	216.68	206.18	232.82	244.01	208.13	212.92
家庭系	225.73	216.05	205.67	232.28	243.49	207.74	212.56
事業系	0.16	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他	0.84	0.62	0.51	0.54	0.52	0.39	0.36

		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	
⑦	空 き ビ ン	878.04	781.02	604.92	570.55	567.20	540.41	509.53	
	家 庭 系	855.56	769.31	595.01	507.96	492.40	468.56	446.72	
	事 業 系	22.34	10.86	9.39	61.97	74.29	71.36	62.20	
	そ の 他	0.14	0.85	0.52	0.62	0.51	0.49	0.61	
	⑧	ペ ッ ト ボ ト ル	47.51	70.26	117.91	113.01	116.54	121.76	124.04
		抛 点 収 集	47.51	40.71	38.28	30.14	29.55	27.70	26.80
		抛 点 収 集 以 外	—	29.55	79.63	82.87	86.99	94.06	97.24
	⑨	ス プ レ ー 缶	15.41	18.13	19.74	19.58	20.09	20.09	20.91
	⑩	小 型 家 電	—	—	2.32	2.76	4.31	4.57	4.42
	⑪	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	—	301.40	643.20	660.56	680.67	688.31	692.69
	⑫	使 用 済 乾 電 池	15.82	14.48	12.18	9.82	7.84	5.94	9.66
	⑬	使 用 済 蛍 光 管	2.22	2.10	2.19	1.84	2.28	2.06	2.32
	⑭	集 団 回 収	3,373.86	3,262.94	3,096.48	2,869.84	2,656.10	2,542.04	2,359.29
	⑮	ラ イ タ ー	1.20	1.33	1.48	1.47	1.63	1.63	1.53
⑯	資 源 化 量	4,287.95	4,458.01	4,655.06	4486.61	4,257.69	4,156.62	3,951.65	
⑰	使 用 済 乾 電 池	15.03	15.07	15.02	5.02	10.03	5.00	10.02	
	使 用 済 蛍 光 管	2.22	2.10	2.19	1.82	2.14	1.77	1.65	
	空 き カ ン	185.10	179.25	168.57	161.70	153.51	156.27	158.82	
	空 き ビ ン	587.87	568.16	547.88	599.10	570.17	547.00	530.80	
	不 燃 性 粗 大 ご み	56.51	47.02	60.60	59.51	63.02	74.25	58.43	
	ペ ッ ト ボ ト ル	47.51	69.91	115.45	111.05	111.21	120.09	119.91	
	ス プ レ ー 缶	19.85	19.26	16.67	27.85	17.60	15.19	26.95	
	小 型 家 電	—	—	2.27	5.43	8.38	3.55	1.60	
	プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	—	294.30	629.93	645.29	665.53	691.46	684.18	
	集 団 回 収	3,373.86	3,262.94	3,096.48	2,869.84	2,656.10	2,542.04	2,359.29	

※⑮ライターの重量は2重計上になるためごみ排出量には含まない。

※⑰～⑳は、再資源化施設（エコトピア亀岡等）から資源として排出された量です。

※㉑は容器包装リサイクル協会への引渡り量です。

※⑭、㉒＝新聞、雑誌、ダンボール、古布

	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)
㉗ 人口(年度末現在)	91,910 人	91,259 人	90,694 人	90,107 人	89,407 人	88,833 人	88,320 人
㉘ 資源化率(㉖/㉗)	15.28%	16.38%	17.43%	17.27%	16.55%	16.59%	15.68%
㉙ 1日1人当たりごみ排出量(単位:g)	626.16	609.87	595.22	579.30	573.76	572.84	571.33
㉚ 1日1人当たりごみ排出量(単位:g)	836.69	816.85	806.58	790.00	788.48	772.95	781.87

※㉘=㉓～㉗の家庭系+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝+㉞

※㉙=㉖/㉗/365日×1,000,000

※㉚=㉗/㉗/365日×1,000,000

(3) ごみ集積場違法排出4品目集計表

(令和元年度)

(単位：台、件)

品目 月	エアコン		テレビ		冷蔵庫 冷凍庫		洗濯機 衣類乾燥機		合計	
	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数	台数	箇所数
4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※令和元年度のごみ集積場違法排出実績は無し。

(環境クリーン推進課資料)

資料編

環境用語の解説

・・・ **あ 行** ・・・

○ アメニティー（快適環境）

人々を取り巻く自然や施設、歴史などの環境を構成する要素が、互いに他を生かしあうようにバランスがとれ、その間に、真の調和が保たれている場合に生じる好ましい感覚、効果をいう。

具体的には、のびのびとした空間、さわやかな空気、すみきった水、豊かな緑などによってもたらされる。

○ 硫黄酸化物（SO_x）

硫黄と酸素が化合したもので、二酸化硫黄（SO₂）、三酸化硫黄（SO₃）などがある。これらの中で二酸化硫黄が代表的であり、大気汚染指標物質として広く測定されている。発生源としては重油燃料施設、ごみ焼却場、ディーゼルエンジンなどがある。呼吸器に影響を及ぼす。浮遊粒子状物質が共存することにより影響が増す。

○ 一酸化炭素（CO）

酸素が不足の状態では燃料が燃焼する際に必ず発生するもので、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害し、ひどいときには窒息まで至る。現在一番多量の発生源は自動車排出ガスで、交通頻繁な道路や交差点の近くで高濃度の一酸化炭素汚染がみられる。

○ 陰イオン界面活性剤

陰イオン界面活性剤などともいう。界面活性剤の中で、水に溶かすと電離して界面活性を示す部分が陰イオンとなるものをいう。水溶液としたとき、洗浄、湿潤、乳化、起泡、可溶化、分散などの活性を示す。各種石けんや洗剤として古くから利用され、硫酸エステル塩やスルホン酸塩類などその種類も多く、各種工業にも使われている。排水中に混入すると泡立ちを生じ、水質汚濁の原因をつくる。

・・・ **か 行** ・・・

○ カドミウム（Cd）

「イタイイタイ病」の原因物質であるといわれている重金属の一種。

大量のカドミウムを長時間にわたって摂取すると体内に蓄積され機能低下を伴う肺障害（気腫）、胃腸障害、腎臓障害や血液変化（白血球、赤血球の減少）を起こすこともある。

○ 環境影響評価（環境アセスメント）

大規模な開発事業の実施に際し、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、調査、予測および評価を行い、その結果を公表して、住民などの意見を聞くことなどによって、環境を守るために適切な環境保全対策を講じようとすることをいう。乱開発がもたらす環境破壊を未然に防止する手段の一つとされている。

○ 環境基準

健康保護と生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として、物質の濃度や音の大きさというような数値で定められるもの。この基準は、公害対策を進めていく上での行政上の目標として定められるもので、ここまでは汚染してもよいとか、これを超えると直ちに被害が生じるといった意味で定められるものではない。

○ 環境騒音

観測する場所における総合された騒音であり、ある場所における特定の音源だけでなく、不特定多数の暗騒音が混じっている騒音をいう。

○ 環境ホルモン

内分泌かく乱化学物質、いわゆる環境ホルモンは、生態に取り込まれて内分泌系（ホルモン作用）に影響を及ぼす化学物質の総称をいう。精子数の減少や生殖器への異常など人体への影響が懸念されているが、影響のメカニズムなどは明らかでなく、調査・研究が進められている状況にあり、現在のところ大気・水質等環境基準は設けられていない。

○ 規制基準

通常、法律または条例に基づいて設定された公害の原因となる行為の規制に関する基準であって、事業者などに直接の順守義務が課せられているものをいう。法令上は、このほか排水基準または排出基準という用語が用いられている。

○ 健康項目

水質汚濁防止法の人々の健康に係る環境基準に定められている項目を指し、全シアン、カドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、PCB、トリクロロエチレンなどを含む26項目が指定されている。

○ 公害

環境基本法第2条第3項では、「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭により、人の健康又は生活環境に被害が生じること」と定義されている。

また、京都府の環境を守り育てる条例においては、公害対象を「大気汚染、…悪臭等」と幅広くとらえ、公害事象から保護すべき対象を「人の健康又は快適なくらし」として、人の健康および生活環境の中に歴史的遺産なども加えたものとして定義している。

なお、俗に公害と呼ばれている中身は非常に幅広いが、環境行政が対象とする公害は、自然環境の侵害を通じて人の健康や快適なくらし（または生活環境）を阻害するものに限定され、食品公害や医薬品公害はその範囲に含まれず、それぞれ食品衛生行政、薬事行政などにおいて、規制などが行われる。

○ 公害防止協定

地方公共団体又は住民（団体）と、その地域内に立地若しくは立地しようとしている企業等との間において、法律、条例による規制に拘束されることなくお互いに自由な思想に基づいて、公害防止を目的として締結する協定をいう。

○ 光化学オキシダント

工場や自動車から排出される炭化水素や窒素酸化物などが、太陽光線の作用によって化学反応を起こしてつくられる強い酸化力を持った物質。光化学スモッグの主成分となる。

○ 光化学スモッグ

大気中の炭化水素と窒素酸化物から太陽光線の作用によって光化学的に作られるスモッグ。光化学スモッグの生成は大都会で気温の高い晴天の風の弱い日に起こりやすい。被害症状としては、目を刺激し、喉を痛めるのが一般的である。また植物の葉を傷める。

○ 降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり重力で降下したりする比較的粒径の大きなばいじん。成分としては不溶解性物質には発がん性の有害物質(クール)が含まれている。

○ 公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域、その他の公共の用に供される水域およびこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他の公共の用に供される水路をいう。ただし、下水道法で定められている公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているものは除かれる。

・・・ さ 行 ・・・

○ 酸性雨

雨や雪のpHは大気中に存在する二酸化炭素(CO₂)が炭素としてその中に溶解しているため、通常はわずかながら酸性となっており、平衡状態のときのpHは約5.6である。

したがって、pHが5.6より低い雨や雪は酸性降水と定義されている。

酸性雨は、化石燃料の燃焼による硫黄酸化物、窒素酸化物などの大気汚染物質が環境大気中に排出され、これが上空で移動する間に酸化されて硫酸や硝酸となり、これが雨水に取り込まれて生成するものとされている。

○ 重金属

比重が4以上の金属をいい、環境上問題となるのは、クロム、水銀、カドミウム、鉛等で環境基準が設定されている。一般に生物体内に蓄積されやすい。

○ 水素イオン濃度(pH)

溶液中の水素イオンの濃度をいい、pH=7が中性、これより小さい数値が酸性、大きい数値がアルカリ性であり、特殊な例(温泉など)を除いて河川水等の表流水は中性付近のpH値を示す。

○ 生活環境項目

水質汚濁防止法で生活環境に係る被害を生じるおそれがある項目として定められたもの。pH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、

フェタノール類、銅、亜鉛、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム、フッ素、大腸菌群数、窒素、リンの15項目について排出基準が定められている。このうちpH、BOD、COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、大腸菌群数、窒素、リンの8項目については、生活環境項目として河川、湖沼、海域など公共用水域の水域類型ごとに、環境基準が定められている。

○ 生活雑排水

家庭からの排水は、台所、風呂、洗濯などからの排水と、し尿の2つに大きく分けられ、前者を生活排水という。

生活排水は、下水道や合併処理浄化槽に接続されている家庭においては、し尿とともに処理されるが、それ以外の家庭では、し尿を除き未処理のまま流されており公共用水域の汚濁の大きな原因となっている。

○ 全シアン（CN）

シアン化物には、青酸カリや青酸ソーダなどがある。主に金属精錬、メッキ工場、有機合成等で使用される。少量の摂取で人が死亡するほどの有毒物質である。

○ 全窒素（T-N）、全リン（T-P）

水中に含まれる有機性、無機性の窒素化合物とリン化合物の総量。数値が大きいと富栄養化の原因になる。

○ 総水銀

アルキル水銀等の有機水銀と無機水銀との総称である。無機水銀は、一応は人体に無害とはされているものの、公共用水域内で有機水銀化する場合がありますとされており、これらの水銀を一括して「総水銀」として環境基準が定められている。この中でも、アルキル水銀は、神経毒性が強く、「水俣病」の原因物質とされており、知覚、聴覚、言語障害、視野のきょうさく、手足のまひなどの中枢神経障害を起し死亡に至る場合もある。

・・・ た 行 ・・・

○ ダイオキシン類

有機塩素化合物の中で、構造や毒性等の性質がよく似ているポリ塩化ジベンゾパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラウ及びコプラナーPCBを総称

してダイオキシン類という。

塩素を含む物質を燃焼させたときなどに発生し、食物連鎖などにより体内に蓄積されると甲状腺機能の低下、生殖機能・遺伝子への悪影響、発がん性、内臓障害などが心配される。

毒性を表すときは、もっとも毒性の強い2・3・7・8-四塩化ジベンゾパラジオキシンを1とした係数（TEF）により換算し、それを積算した毒性等量（TEQ）とする。

○ 大腸菌群数

乳糖を分解して酸とガスを生成する細菌群の総称であり、真性の大腸菌以外に数種の菌を含んでいる。大腸菌群が水中において検出されるということは、その水が人や動物のし尿等により汚染されていることや、病原細菌が存在している可能性があることを示す。

○ 炭化水素

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で、メタンを除いた非メタン炭化水素は光化学オキシダントの原因物質となる。

発生源としては、溶剤を用いる塗料、印刷インキ、接着剤の製造およびクリーニングほか、自動車排出ガスの中にも含まれる。

○ 窒素酸化物（NO_x）

一酸化窒素（NO）、二酸化窒素（NO₂）、硝酸ミスト（HNO₂）等の窒素と酸素の化合物をいい、大気汚染物質の一つである。石油、石炭等の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車、家庭暖房などから排出される。

○ 低公害車

従来の自動車に比べ、NO_xなどの有害物質の排出量が少ないものを総称する。低公害車には、電動モーターなどの従来とは全く異なった動力をもった電気自動車や、既存のエンジンを改良して、天然ガスやメタノールなどの燃料の利用を可能にした車や、制動時にエネルギーを電気や圧力エネルギーに変えて、発進・加速のときにエンジンの力を補助する低燃費のハイブリッド自動車が実用化されている。

○ 特定建設作業

騒音規制法・振動規制法の中の用語で、「建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって政令で定めるもの」をいう。作業実施の7日前までに届け出が必要である。

○ 特定施設

大気汚染防止法や水質汚濁防止法、廃棄物処理法などの政令で定める有害物質を排出し、生活環境を阻害するおそれのある施設で、政令により指定された施設のことをさす。

○ トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン

金属の洗浄剤、ドライクリーニング剤に使用される。トリクロロエチレンおよび1・1・1-トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性の疑いがあり、地下水への混入が問題とされる。

・・・ **な 行** ・・・

○ 鉛

大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、嘔吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することがある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。

○ 二酸化硫黄

主に化石燃料中の石炭や石油を燃焼させることにより生じ、四日市ぜんそくなどの原因物質および酸性雨の原因物質として知られている。

○ 二酸化窒素

主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、工場のボイラーなどや自動車などが発生源である。酸性雨や光化学大気汚染の原因物質であるだけでなく、高濃度になると呼吸器に影響を与える。

○ ノルマル（n）－ヘキサン抽出物質

主として水中に含まれる比較的揮発しにくい炭化水素、炭化水素誘導体、グリース油状物質等を総称している。通常「油分」といわれており、鉱物および動植物などの油分の量を表す指標として使用される。

・・・ は 行 ・・・

○ 砒素（As）

砒酸鉛、三酸化砒素などが殺虫剤として農薬に使用される。

砒素中毒になると、高熱、全身発疹、食欲不振などの症状が表れる。

○ BOD・COD（生物化学的酸素要求量・化学的酸素要求量）

いずれも水の有機性物質による汚濁の度合いを示す指標で、工場の排水測定等に用いられるBODは、水中の有機物質が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量をいい、CODは水中の有機物質を酸化するのに必要な過マンガン酸カリウム等の酸化剤の量から求める。単位はどちらもmg/lで表し、この数値が大きいほど水中に有機物が多く汚濁していることを示す。

公共用水域の測定に際して、河川についてはBODが、湖沼や海についてはCODが用いられる。

○ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいもの。

（粒径2.5μm以下の微小粒子状物質）

呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことなどから、人への健康影響が懸念されている。

発生源から直接排出される一次粒子と、大気中での光化学反応等によりガス成分（揮発性有機化合物（VOC）、窒素化合物（NO_x）、硫黄化合物（SO_x）等）から生成される二次粒子に分類される。

発生源は、自然起源と人為起源に分類される。黄砂や、火山排出物など自然起源の粒子にはPM_{2.5}より大きな粒径のものが多く含まれる。

○ ppm、ppb

百分中にいくらかあるかをパーセント（%）で表すように百万分中の幾分

あるかを示す率が、p p m (parts per million の略) であり、例えばある物質が1 kg中に1 mg含まれていると、1 p p mといい、濃度あるいは含有率を表すものである。p p mは、大気汚染の汚染物の濃度を表示するのに繁用されており、1 m³の大気中に1 c m³汚染物質濃度を1 p p mで示す。

また、p p b (parts per billion の略) は十億分中の幾分であるかを表す分率で、1 p p mの1,000分の1に相当する。

○ 富栄養化

リン又は窒素を含む物質が公共用水域（湖、内湾等）に流入集積し、その結果、藻類、その他水生植物が繁茂することにより水生生物の生態に変化を及ぼし、水質の累進的な悪化が起こる現象をいう。リン酸態リンアンモニア性窒素などは、富栄養化を促進する主要因子であり、汚濁を考えるうえでの一指標となっている。

○ 浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊する粒子状の物質のうち粒径が10 μ m以下のもの。大気汚染の重要な一因であり、視力の低下、有害物質の直接吸引などにより呼吸器に影響を及ぼす。

発生源は、工場などから排出されるばいじんやディーゼル車の排出ガス、それにNO_x、SO_xといったガス状物質が大気中で化学反応を起こしたものの、土ぼこりや海水が飛び散り発生するものがある。

○ 浮遊物質（SS）

水に溶けず浮遊している2 mm以下の物質。水の濁りの原因となり、魚類のえらをふさいでへい死させたり、日光透過を悪化させ水中の植物の光合成を妨げたりする。含有量の多い水は飲料水として不適である。

○ フロンガスによるオゾン層の破壊

フロンとは、気体または蒸発しやすい液体で化学的に安定で不燃性であり、毒性が少ないため冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤として広く使用されている。

フロンガスは、環境中に放出されると成層圏に達して分解され、オゾン層を破壊することにより地上に降り注ぐ紫外線量が増加し、生態系に悪影響を与える可能性があることが指摘されている。このため、国連環境計画（UN

E P) が中心となってその対策が進められ、昭和60年に国際的な条約（ウィーン条約）が制定され、昭和62年には具体的な対策内容を定めた議定書（モントリオール議定書）が決められた。こうした国際協力の中で我が国でもオゾン層保護対策を進めるため、昭和63年にオゾン層保護法（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律）が制定された。

○ ポリ塩化ビフェニル（PCB）

不燃性物質で絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙などに使われていた。カネミ油症事件の原因物質であり皮膚障害や肝臓障害を引き起こす。現在は製造禁止である。

・・・ **や 行** ・・・

○ 有機リン化合物

農薬などに使用されている。パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nは水質汚濁防止法で有害物質に指定されている。パラチオン、メチルパラチオンは製造禁止になっている。この4物質は毒性が強く、体内に摂取すれば神経系に異常をきたす。

○ 溶存酸素量（D_o）

水中に溶けている酸素量で、きれいな水ほど飽和に近い量が含まれる。ゼロになると腐敗が始まり悪臭が発生する。水温20℃で飽和値は9.17mg/ℓ。

・・・ **ら 行** ・・・

○ 六価クロム

六価クロムは、皮膚、粘膜の腐食性が強くこれを含む水の摂取を続けると、肝臓、腎臓、脾臓などへの蓄積が認められ機能低下を引き起こし、多量に摂取すると嘔吐、腹痛、けいれんなどを起こし、死に至る場合もある。

(参 考)

○ 重さを測る場合

k g	(キログラム)	1,000 g	(1,000 グラム)
g	(グラム)	1 g	(1 グラム)
m g	(ミリグラム)	10^{-3} g	(1,000 分の 1 グラム)
μ g	(マイクログラム)	10^{-6} g	(100 万分の 1 グラム)
n g	(ナノグラム)	10^{-9} g	(10 億分の 1 グラム)
p g	(ピコグラム)	10^{-12} g	(1 兆分の 1 グラム)
f g	(フェムトグラム)	10^{-15} g	(1,000 兆分の 1 グラム)

○ 濃度を測る場合

p p m	μ g / g	100 万分の 1
p p b	n g / g	10 億分の 1
p p t	p g / g	1 兆分の 1
p p q	f g / g	1,000 兆分の 1

環境観測データ

☆ 大 気

(1) 大気汚染測定結果（年平均値）の推移（京都府資料）

年 度	昭和60年度	平成2年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度	平成28年度	令和元年度
項 目	(1985)	(1990)	(2000)	(2005)	(2010)	(2013)	(2016)	(2019)
二酸化硫黄 (p p m)	0.004	0.005	0.006	0.005	0.005	0.002	0.003	0.003
二酸化窒素 (p p m)	0.009	0.009	0.011	0.011	0.008	0.007	0.006	0.005
光化学オキシダ ント (p p m)	0.044	0.040	0.028	0.053	0.054	0.049	0.049	0.048
浮遊粒子状物質 (m g / m ³)	0.037	0.055	0.022	0.022	0.017	0.020	0.021	0.019
微小粒子状物質 (μ g / m ³)	—	—	—	—	—	14.9	12.1	11.1

(亀岡測定局)

※光化学オキシダントについては昼間の日最高 1 時間値の平均値

☆ 水 質

(1) 河川水質測定結果の推移 (亀岡市資料)

河川名 (測定地点) : 鵜ノ川 (めがね橋) (年2回5月、11月採取)

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.3	7.3	7.1	7.5	7.6	7.1
	DO (mg/l)	10.4	9.8	9.8	9.9	11	9.7
	BOD (mg/l)	1.2	0.7	0.5	<0.5	0.7	0.8
	COD (mg/l)	1.7	1.3	1.1	1.2	1.2	1.3
	SS (mg/l)	1.6	1.5	10	5	1	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	10×10	43×10 ²	97×10 ²	14×10 ²	24×10 ²	25×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.5	0.92	0.76	0.77	0.55	0.76
	全磷 (mg/l)	0.04	0.033	0.045	0.035	0.042	0.029
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名 (測定地点) : 鵜ノ川 (桂川合流前) (年6回5, 7, 9, 11, 1, 3月採取)

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.5	7.3	7.2	7.2	7.9	7.3
	DO (mg/l)	10.3	9.6	9.6	9.7	11	9.8
	BOD (mg/l)	1.1	0.6	0.6	0.5	0.9	0.7
	COD (mg/l)	2.0	1.1	1.1	1.1	1.8	1.1
	SS (mg/l)	1.0	1.6	2	3	1	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	39×10 ²	23×10 ²	14×10 ²	8×10 ²	870×10 ²	16×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.0	1.40	1.09	1.08	0.92	1
	全磷 (mg/l)	0.04	0.024	0.027	0.033	0.03	0.028
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 西川（下条橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.0	7.6	7.6	7.5	8	7.4
	DO (mg/l)	11.0	9.7	10	10	11	9.9
	BOD (mg/l)	2.2	1.2	2	1	1.2	1.2
	COD (mg/l)	4.0	2.9	3.3	2.2	3	2.3
	SS (mg/l)	3.1	6.0	12	5	1	8
	大腸菌群数(MPN/100ml)	92×10	93×10 ²	86×10 ²	17×10 ²	110×10 ²	37×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.5	1.2	1.5	1.18	0.99	1.2
	全磷 (mg/l)	0.22	0.125	0.16	0.123	0.13	0.13
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 西川（桂川合流前）（年6回5月、7月、9月、11月、1月、3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.0	7.4	7.2	7.4	7.9	7.3
	DO (mg/l)	11.1	9.7	9.7	9.6	11	9.8
	BOD (mg/l)	1.8	1.0	0.8	1	1.5	1
	COD (mg/l)	4.2	2.1	1.8	2	3.7	1.9
	SS (mg/l)	5.7	7.8	5	9	3	8
	大腸菌群数(MPN/100ml)	99×10 ²	72×10 ²	35×10 ²	54×10 ²	160×10 ²	57×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.0	1.37	1.27	1.15	0.96	1.1
	全磷 (mg/l)	0.12	0.084	0.07	0.09	0.12	0.082
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 年谷川（鉾山神社）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.7	7.3	7	7.2	7.5	6.8
	DO (mg/l)	10.5	9.7	10	9.9	9.5	9.9
	BOD (mg/l)	1.2	0.8	0.3	<0.5	1	1.4
	COD (mg/l)	1.5	1.3	1	1.1	0.7	3.1
	SS (mg/l)	0.6	1.8	2	1	1	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	16×10	53×10 ²	14×10 ²	5×10 ²	15×10 ²	49×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.2	0.64	0.62	0.51	0.31	0.78
	全磷 (mg/l)	0.02	0.013	0.015	0.021	0.017	0.021
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 年谷川（桂川合流前）（年6回5月、7月、9月、11月、1月、3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.4	6.9	6.8	6.5	7.3	6.6
	DO (mg/l)	8.2	8.4	8.3	7.3	7.8	8.6
	BOD (mg/l)	7.3	1.9	2.4	2.2	6.9	1.6
	COD (mg/l)	8.9	3.8	4.8	4.5	7.1	3.7
	SS (mg/l)	2.1	2.2	3	5	2	5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	68×10 ²	87×10 ²	68×10 ²	93×10 ²	430×10 ²	85×10 ²
	全窒素 (mg/l)	9.6	4.42	5.38	7.5	8.6	7
	全磷 (mg/l)	0.89	0.328	0.217	0.305	0.24	0.32
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.04	<0.01	0.01	0.01	0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 雑水川（医王谷）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.8	7.0	7	7.1	7.5	7
	DO (mg/l)	10.1	9.7	9.6	8.9	9.1	9.7
	BOD (mg/l)	1.0	0.8	0.5	0.6	0.7	0.7
	COD (mg/l)	1.6	1.7	1.1	1.2	1.4	1.2
	SS (mg/l)	1.3	9.5	5	11	<1	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	55×10	11×10 ³	48×10 ²	68×10 ²	24×10 ²	26×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.6	0.94	0.98	0.87	0.48	0.97
	全磷 (mg/l)	0.03	0.031	0.018	0.035	0.013	0.023
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 雑水川（南郷堀）（年6回5月、7月、9月、11月、1月、3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.7	7.1	7.1	7.2	7.4	6.9
	DO (mg/l)	10.0	9.0	9	8.9	8	8.8
	BOD (mg/l)	3.1	1.2	1	1.3	1.9	1.1
	COD (mg/l)	5.1	2.5	2.5	2.8	4.2	2.2
	SS (mg/l)	10.9	10.0	9	14	5	11
	大腸菌群数(MPN/100ml)	62×10 ²	91×10 ²	56×10 ²	84×10 ²	130×10 ²	66×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.22	1.09	1.07	0.7	1.1
	全磷 (mg/l)	0.09	0.068	0.072	0.089	0.077	0.087
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 曾我谷川（春日部）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.9	7.2	7.2	7.1	7.6	7.1
	DO (mg/l)	10.1	9.4	9.9	9.4	10	9.9
	BOD (mg/l)	1.5	0.7	0.5	0.7	1	0.8
	COD (mg/l)	2.3	1.5	1.3	1.4	1.9	1.4
	SS (mg/l)	2.0	2.0	3	3	2	4
	大腸菌群数(MPN/100ml)	77×10	47×10 ²	13×10 ²	27×10 ²	31×10 ²	29×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.3	0.64	1.19	0.85	0.31	1.2
	全磷 (mg/l)	0.04	0.030	0.023	0.037	0.027	0.038
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 曾我谷川（桂川合流前）（年6回5月、7月、9月、11月、1月、3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.2	7.3	7.3	7.2	7.9	7.6
	DO (mg/l)	11.3	9.8	9.6	9.2	11.1	9.5
	BOD (mg/l)	1.6	0.9	0.6	0.7	1.8	0.7
	COD (mg/l)	3.1	1.6	1.8	1.7	3.8	1.3
	SS (mg/l)	2.5	4.2	7	5	4	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	15×10 ²	48×10 ²	47×10 ²	17×10 ²	250×10 ²	16×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.11	1.02	0.92	0.84	0.83
	全磷 (mg/l)	0.10	0.063	0.076	0.073	0.089	0.058
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 赤川（宇津根踏切）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.0	7.4	7.3	7.3	7.8	7.2
	DO (mg/l)	9.7	9.5	9.4	9.7	10	9.2
	BOD (mg/l)	1.7	1.0	0.9	1	1.2	1.4
	COD (mg/l)	3.7	1.7	1.8	2.3	2.9	3.1
	SS (mg/l)	7.0	5.0	10	13	2	13
	大腸菌群数(MPN/100ml)	27×10 ²	86×10 ²	78×10 ²	70×10 ²	92×10 ²	135×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.80	1.80	2	1.8	1.2	1.6
	全磷 (mg/l)	0.12	0.103	0.12	0.122	0.12	0.13
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 法貴谷川（法貴）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.1	7.4	7.4	7.4	7.8	7.3
	DO (mg/l)	10.0	9.1	9.7	9.3	10	9.6
	BOD (mg/l)	2.0	1.0	0.7	0.7	0.7	0.9
	COD (mg/l)	3.0	1.9	1.1	1.5	1.5	1.7
	SS (mg/l)	10.0	4.0	5	9	6	7
	大腸菌群数(MPN/100ml)	15×10 ²	61×10 ²	36×10 ²	58×10 ²	32×10 ²	43×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.3	0.79	0.78	0.77	0.42	1
	全磷 (mg/l)	0.04	0.031	0.034	0.047	0.052	0.052
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 犬飼川（養鶏場下）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.8	7.1	7	6.7	7.6	7.1
	DO (mg/l)	9.5	8.5	8.3	8.8	8.8	8.3
	BOD (mg/l)	2.6	1.5	1.3	1.7	1.5	1.5
	COD (mg/l)	3.8	2.7	2.1	2.5	2.7	3.4
	SS (mg/l)	1.4	4.5	8	6	1	11
	大腸菌群数(MPN/100ml)	77×10 ²	65×10 ²	73×10 ²	36×10 ²	440×10 ²	127×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.90	1.25	1.6	0.88	1.5
	全磷 (mg/l)	0.12	0.145	0.126	0.145	0.12	0.12
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 犬飼川（川西）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.8	7.2	7.2	7.3	7.8	7.1
	DO (mg/l)	10.3	9.0	9.6	9.5	10	9.5
	BOD (mg/l)	1.9	1.2	0.5	0.6	0.6	0.7
	COD (mg/l)	2.5	2.1	1.1	1.4	1.6	1.2
	SS (mg/l)	0.6	1.3	1	2	<1	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	12×10 ²	47×10 ²	54×10 ²	9×10 ²	21×10 ²	40×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.70	1.35	1.15	1	1.4
	全磷 (mg/l)	0.10	0.076	0.067	0.077	0.073	0.079
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 犬飼川（倉谷橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.9	7.3	7.3	7.2	7.8	7.1
	DO (mg/l)	11.0	9.3	9.7	9.5	11	9.5
	BOD (mg/l)	1.5	0.9	0.4	0.6	0.8	0.8
	COD (mg/l)	2.1	1.6	1.1	1.3	1.4	1.3
	SS (mg/l)	0.4	1.25	1	2	<1	3
	大腸菌群数(MPN/100ml)	55×10	43×10 ²	15×10 ²	26×10 ²	12×10 ²	20×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.7	1.50	1.15	1	0.69	1.3
	全磷 (mg/l)	0.09	0.053	0.05	0.061	0.039	0.064
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 犬飼川（小幡橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.3	7.2	7.2	7.2	7.7	7
	DO (mg/l)	8.6	8.6	8.4	8.8	12	9.4
	BOD (mg/l)	1.1	0.6	0.6	0.5	0.8	1.1
	COD (mg/l)	1.7	1.3	1.1	1.5	1.8	2
	SS (mg/l)	2.1	6.0	10	4	<1	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)	47×10	80×10 ²	50×10 ²	34×10 ²	18×10 ²	15×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.7	1.25	1.2	0.94	0.57	1.3
	全磷 (mg/l)	0.07	0.073	0.066	0.081	0.05	0.088
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 犬飼川（桂川合流前）（年6回5，7，9，11，1，3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.2	7.2	6.9	7.7	7
	DO (mg/l)	10.9	9.7	9.9	9.8	10	9.7
	BOD (mg/l)	1.6	1.0	0.9	0.7	1.3	0.9
	COD (mg/l)	3.5	1.9	2	1.5	2.7	1.7
	SS (mg/l)	5.5	17.2	11	9	4	5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	44×10	92×10 ²	76×10 ²	51×10 ²	63×10 ²	27×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.21	1.11	0.88	0.71	0.94
	全磷 (mg/l)	0.12	0.098	0.083	0.096	0.096	0.082
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 栢原川（落合橋下流）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.0	7.3	7.2	7.2	7.8	7.2
	DO (mg/l)	10.1	9.4	9.4	9.4	11	9.5
	BOD (mg/l)	1.3	0.8	0.5	0.8	0.8	0.7
	COD (mg/l)	2.3	1.4	1.3	1.5	1.4	1.1
	SS (mg/l)	2.2	2.5	2	2	2	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	39×10	56×10 ²	18×10 ²	14×10 ²	33×10 ²	14×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.4	0.88	0.87	0.7	0.4	0.85
	全磷 (mg/l)	0.08	0.052	0.067	0.076	0.064	0.063
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 栢原川（九折橋下流）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.2	7.4	7.3	7.6	7.9	7.5
	DO (mg/l)	10.4	9.5	9.7	9.3	11	9.8
	BOD (mg/l)	1.2	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8
	COD (mg/l)	2.0	1.3	1.1	1.4	1.6	1.2
	SS (mg/l)	2.9	3.5	12	6	6	5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	16×10	66×10 ²	76×10 ²	28×10 ²	10×10 ²	34×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.5	10.5	0.72	0.63	0.48	0.75
	全磷 (mg/l)	0.06	0.041	0.059	0.052	0.042	0.046
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 砂川（鹿谷）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.8	7.1	7.1	7.2	7.5	7.3
	DO (mg/l)	9.4	9.1	9.2	9	9.6	9
	BOD (mg/l)	1.2	1.1	0.5	0.8	1	1
	COD (mg/l)	1.9	2.0	1.2	1.5	2.7	1.6
	SS (mg/l)	4.0	6.0	7	5	10	8
	大腸菌群数(MPN/100ml)	10×10 ²	94×10 ²	29×10 ²	26×10 ²	12×10 ²	55×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.1	0.64	0.97	0.56	0.47	0.66
	全磷 (mg/l)	0.05	0.039	0.038	0.046	0.035	0.042
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 砂川（染色工場下）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.5	7.2	7.1	7.4	6.9
	DO (mg/l)	8.7	8.6	8.5	8.9	9	9
	BOD (mg/l)	2.1	1.3	1.1	1.3	1.1	0.9
	COD (mg/l)	3.6	2.3	2.7	2.2	4.1	1.7
	SS (mg/l)	2.7	5.5	8	6	7	8
	大腸菌群数(MPN/100ml)	29×10 ²	81×10 ³	70×10 ²	34×10 ²	720×10 ²	42×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.6	1.35	1.55	1.45	0.97	1.2
	全磷 (mg/l)	0.16	0.089	0.148	0.111	0.17	0.087
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 山内川（芦ノ山）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.7	7.2	7	7.1	7.5	6.8
	DO (mg/l)	8.7	8.8	8.9	8.8	9.4	8.9
	BOD (mg/l)	2.2	0.9	0.5	0.7	0.8	1.4
	COD (mg/l)	3.1	1.6	1.1	1.5	2.2	2.3
	SS (mg/l)	5.2	3.0	5	4	3	12
	大腸菌群数(MPN/100ml)	11×10	61×10 ³	47×10 ²	39×10 ²	45×10 ²	108×10 ²
	全窒素 (mg/l)	2.0	1.80	1.95	1.35	1.3	1.8
	全磷 (mg/l)	0.34	0.195	0.14	0.16	0.18	0.14
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 山内川（夫婦松橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.8	7.3	7.3	7.1	7.6	7.2
	DO (mg/l)	9.8	9.9	9.5	9.7	11	9.5
	BOD (mg/l)	1.9	1.1	0.8	1	0.9	0.8
	COD (mg/l)	4.1	2.6	2.4	2.3	2.5	1.6
	SS (mg/l)	7.3	3.5	8	8	2	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)	68×10 ²	63×10 ²	61×10 ²	59×10 ²	160×10 ²	29×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.3	1.30	1.11	0.91	0.56	0.98
	全磷 (mg/l)	0.35	0.076	0.114	0.139	0.065	0.08
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 山内川（山内川橋）（年6回5月、7月、9月、11月、1月、3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.7	7.3	7.3	7.3	7.5	7.2
	DO (mg/l)	9.6	9.1	9.4	9	9.5	9.5
	BOD (mg/l)	1.6	1.2	0.8	0.7	1.7	0.8
	COD (mg/l)	3.6	2.3	1.7	1.5	3.1	1.3
	SS (mg/l)	2.5	115.3	4	4	3	4
	大腸菌群数(MPN/100ml)	33×10 ²	12×10 ³	34×10 ²	26×10 ²	200×10 ²	28×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.0	1.55	1.15	1.12	0.72	0.84
	全磷 (mg/l)	0.12	0.127	0.081	0.106	0.14	0.094
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 願成寺川（法然寺）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.0	7.1	7.1	7.1	7.5	6.9
	DO (mg/l)	10.3	10.0	10	10	10	9.7
	BOD (mg/l)	1.5	1.5	1.2	1.2	3.3	1.5
	COD (mg/l)	3.9	2.8	2.8	2.4	4.2	3.1
	SS (mg/l)	4.0	5.0	5	8	6	13
	大腸菌群数(MPN/100ml)	68×10	64×10 ²	75×10 ²	65×10 ²	92×10 ²	85×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.6	0.93	1.33	0.92	0.62	1.1
	全磷 (mg/l)	0.12	0.111	0.114	0.135	0.11	0.15
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.09	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 千々川（行者橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.7	7.0	6.8	6.7	7.3	6.9
	DO (mg/l)	9.1	9.5	10	9.2	9.2	9.4
	BOD (mg/l)	0.9	1.0	0.8	0.9	1	1.2
	COD (mg/l)	3.1	2.2	2.1	2	3	2.2
	SS (mg/l)	3.2	8.0	4	5	3	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)	12×10	77×10 ²	76×10 ²	43×10 ²	190×10 ²	57×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.4	1.00	0.88	0.79	0.52	0.95
	全磷 (mg/l)	0.07	0.049	0.049	0.088	0.053	0.076
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 千々川（JR鉄橋）（年6回5，7，9，11，1，3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	8.0	7.0	7	6.9	7.7	7.1
	DO (mg/l)	10.2	9.6	9.8	9.6	10	9.8
	BOD (mg/l)	1.5	0.7	0.8	0.7	1.4	1
	COD (mg/l)	2.7	1.3	1.6	1.5	2.7	1.8
	SS (mg/l)	4.0	5.3	8	5	4	7
	大腸菌群数(MPN/100ml)	17×10 ²	43×10 ²	51×10 ²	40×10 ²	170×10 ²	39×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.00	0.84	0.77	0.51	0.95
	全磷 (mg/l)	0.09	0.050	0.049	0.055	0.07	0.065
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 古川（古川橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.9	7.0	7.1	7.1	7.6	6.7
	DO (mg/l)	9.2	10.0	9.7	9.6	10	9.3
	BOD (mg/l)	1.8	1.0	1.4	1.1	1.4	1.8
	COD (mg/l)	5.1	2.2	3	2.7	3.2	3.5
	SS (mg/l)	20.5	15.5	19	14	7	13
	大腸菌群数(MPN/100ml)	19×10 ²	11×10 ³	140×10 ²	89×10 ²	73×10 ²	136×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.9	1.30	1.6	1.25	0.93	1.7
	全磷 (mg/l)	0.12	0.126	0.131	0.137	0.086	0.14
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 七谷川（若宮橋）（年6回5，7，9，11，1，3月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.0	6.9	7	7.7	7
	DO (mg/l)	11.8	9.9	9.3	9.8	11	9.5
	BOD (mg/l)	2.0	0.8	0.9	0.8	1.5	1.1
	COD (mg/l)	3.6	1.6	2	1.7	3.5	2
	SS (mg/l)	6.0	5.7	9	5	4	5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	19×10 ²	52×10 ²	54×10 ²	33×10 ²	130×10 ²	44×10 ²
	全窒素 (mg/l)	1.2	1.28	1.42	1.28	1	1.1
	全磷 (mg/l)	0.12	0.082	0.073	0.082	0.12	0.096
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 七谷川（キャンプ場）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.0	6.9	7	7.5	6.8
	DO (mg/l)	10.2	9.8	9.4	9.5	10	9.4
	BOD (mg/l)	0.8	0.4	0.4	<0.5	0.7	0.7
	COD (mg/l)	1.2	1.0	1.1	1	0.8	1.1
	SS (mg/l)	1.1	1.3	1	<1	<1	1
	大腸菌群数(MPN/100ml)	23×10 ⁰	23×10 ²	8×10 ²	6×10 ²	2.8×10 ²	15×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.4	0.59	0.83	0.62	0.34	0.98
	全磷 (mg/l)	0.03	0.023	0.024	0.035	0.023	0.03
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 本梅川（水橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.7	7.0	6.9	6.9	7.5	6.9
	DO (mg/l)	10.4	9.9	9.6	9.4	10	9.6
	BOD (mg/l)	1.1	1.0	1.1	0.9	1.3	1
	COD (mg/l)	3.9	2.0	2.6	2.1	3.1	1.9
	SS (mg/l)	3.4	4.0	9	7	3	7
	大腸菌群数(MPN/100ml)	31×10	48×10 ²	100×10 ²	37×10 ²	34×10 ²	40×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.19	1.5	0.85	0.55	1.2
	全磷 (mg/l)	0.09	0.086	0.114	0.106	0.077	0.097
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 大路次川（あたご橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.5	6.8	6.8	6.8	7.4	6.6
	DO (mg/l)	9.6	9.2	9.3	9.1	10	9.7
	BOD (mg/l)	0.8	0.4	0.4	0.6	1	0.8
	COD (mg/l)	1.8	1.2	1.3	1.3	1.3	1.4
	SS (mg/l)	0.6	2.0	1	2	<1	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	46×10 ²	43×10 ²	15×10 ²	16×10 ²	64×10 ²	25×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.5	1.09	1.03	0.71	0.42	0.78
	全磷 (mg/l)	0.02	0.016	0.011	0.023	0.007	0.024
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 愛宕谷川（愛宕橋）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.0	6.9	6.9	7.5	6.8
	DO (mg/l)	10.2	9.9	9.8	10	9.7	10
	BOD (mg/l)	1.0	0.6	0.4	<0.5	0.8	0.6
	COD (mg/l)	1.7	1.2	1	1	1	1.1
	SS (mg/l)	1.1	0.8	<1	7	<1	2
	大腸菌群数(MPN/100ml)	22×10	32×10 ²	23×10 ²	39×10 ²	19×10 ²	23×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.4	0.73	0.85	0.6	0.27	0.67
	全磷 (mg/l)	0.04	0.030	0.028	0.065	0.022	0.031
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 桂川（寅天井堰）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.9	7.0	7.1	7	7.5	7
	DO (mg/l)	11.0	10.0	10	10	11	9.7
	BOD (mg/l)	0.9	0.8	0.6	0.7	0.9	0.9
	COD (mg/l)	2.2	1.5	1.4	1.4	1.7	1.7
	SS (mg/l)	4.2	3.5	6	3	1	5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	28×10	72×10 ²	34×10 ²	39×10 ²	31×10 ²	50×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.6	0.83	0.91	0.74	0.41	0.87
	全磷 (mg/l)	0.04	0.035	0.038	0.048	0.023	0.055
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 桂川（保津峡入口）（年2回5月、11月採取）

測定年度		平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	7.0	7	6.9	7.4	6.9
	DO (mg/l)	11.5	9.7	9.9	9.9	10	10
	BOD (mg/l)	1.1	0.9	0.5	0.7	0.8	1.2
	COD (mg/l)	2.4	1.5	1.2	1.7	1.7	1.8
	SS (mg/l)	3.9	4.0	5	7	1	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)	32×10	72×10 ²	41×10 ²	61×10 ²	21×10 ²	61×10 ²
	全窒素 (mg/l)	0.8	1.25	1.35	1.23	0.67	1.2
	全磷 (mg/l)	0.08	0.056	0.051	0.063	0.034	0.077
その他	陰イオン界面活性剤(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

(2) 河川水質測定結果（重金属）の推移（亀岡市資料）

河川名（測定地点）： 法貴谷川（法貴）

測定年度 測定項目	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
銅 (mg/l)	<0.03	0.003	0.005	0.005	<0.01	0.004
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	0.008	<0.002

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 砂川（鹿谷）

測定年度 測定項目	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
銅 (mg/l)	<0.03	0.00675	0.029	0.013	0.02	0.0175
亜鉛 (mg/l)	-	-	-	-	-	-
カドミウム (mg/l)	0.0055	0.00125	0.008	0.012	0.024	0.0086

※「<」は当該数値未満

河川名（測定地点）： 願成寺川（法然寺前）

測定年度 測定項目	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)
銅 (mg/l)	<0.03	0.0075	0.005	0.008	<0.01	0.014
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.002	<0.002	<0.002	<0.005	<0.002
カドミウム (mg/l)	<0.0003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.0003	<0.001
亜鉛 (mg/l)	0.0625	0.0075	0.015	0.02	0.018	<0.01
溶解性鉄 (mg/l)	0.45	0.14	0.23	0.09	0.23	0.19
溶解性マンガン (mg/l)	0.041	0.0075	0.02	0.02	<0.01	<0.01
全クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
ニッケル (mg/l)	<0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.01	<0.001
全シアン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
六価クロム (mg/l)	<0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素 (mg/l)	<0.005	<0.001	<0.005	<0.005	0.006	<0.005
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

※「<」は当該数値未満

※「ND」は定量下限値未満のもので物質を検出しない意味の表示

(3) 桂川水域水質測定結果の推移 (京都府資料)

河川名 (測定地点) : 桂川 (保津峡)

測定年度		平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成25年度 (2013)	平成28年度 (2016)	令和元年度 (2019)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.4	6.6	7.2	7.1	7.1	7.6
	DO (mg/l)	8.8	9.9	10	9.4	8.9	8.8
	BOD (mg/l)	1.4	1.3	0.6	0.5	0.8	0.7
	COD (mg/l)	1.3	2.2	2.4	2.2	2.3	2.4
	SS (mg/l)	4	5	2	3	5	6
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1.1×10 ⁴	1.6×10 ⁴	8.2×10 ³	1.1×10 ⁴	7.9×10 ³	2.0×10 ⁴
	全窒素 (mg/l)	1.1	1.1	0.98	1.1	0.82	0.86
	全燐 (mg/l)	0.046	0.054	0.049	0.055	0.050	0.10
	全亜鉛 (mg/l)	-	<0.005	0.002	0.003	0.003	0.003
健康項目	カドミウム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	硝酸性窒素 ^{※1} 及び 亜硝酸性窒素 ^{※2} (mg/l)	-	-	-	-	-	-
特殊項目	フェノール類(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	<0.01
	銅 (mg/l)	<0.001	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄 (mg/l)	0.19	0.18	0.11	0.15	0.31	0.29
	全マンガン(mg/l)	0.01	0.02	-	-	-	-
	クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
その他の項目	ニッケル (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	アンモニア態窒素(mg/l)	-	-	-	-	-	-
	無機性リン(mg/l)	-	-	-	-	-	-
	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.02	0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01
	塩化物イオン(mg/l)	-	-	-	-	-	-

※「<」は当該数値未満

※「ND」は定量下限値未満のもので物質を検出しない意味の表示

河川名（測定地点）： 犬飼川（並河橋）

測定年度		平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成25年度 (2013)	平成28年度 (2016)	令和元年度 (2019)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.4	6.6	7.3	7.2	7.4	7.7
	DO (mg/l)	8.4	9.7	10	10	9.5	11
	BOD (mg/l)	1.7	1.6	0.8	0.7	0.6	0.7
	COD (mg/l)	3.4	2.9	3.2	3.0	2.7	2.5
	SS (mg/l)	7	4	3	5	3	5
	大腸菌群数(MPN/100ml)	2.6×10^4	4.4×10^4	6.7×10^4	3.5×10^4	8.4×10^4	2.5×10^4
	全窒素 (mg/l)	1.4	1.4	0.91	0.85	0.72	0.70
	全燐 (mg/l)	0.083	0.12	0.10	0.075	0.073	0.080
	全亜鉛 (mg/l)	-	0.006	0.003	0.004	0.004	0.002
健康項目	カドミウム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	硝酸性窒素 _{※1} 及び 亜硝酸性窒素 _{※2} (mg/l)	0.86 0.02	1.0 0.02	0.63	0.62	0.66	0.38
特殊項目	フェノール類(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	銅 (mg/l)	0.002	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄 (mg/l)	0.48	0.34	0.39	0.39	0.34	0.46
	全マンガン(mg/l)	0.06	0.04	-	-	-	-
	クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
その他の項目	ニッケル (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	アンモニア性窒素(mg/l)	0.10	0.18	0.08	0.03	0.01	0.03
	無機性リン(mg/l)	0.075	0.071	0.075	0.060	0.065	0.044
	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.06	0.04	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01

※「<」は当該数値未満

※「ND」は定量下限値未満のもので物質を検出しない意味の表示

河川名 (測定地点) : 西川 (桂川流入前)

測定年度		平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成22年度 (2010)	平成25年度 (2013)	平成28年度 (2016)	令和元年度 (2019)
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	7.6	6.6	7.8	7.4	7.3	7.6
	DO (mg/l)	9.2	10	8.7	9.0	9.0	9.0
	BOD (mg/l)	1.9	1.9	0.7	0.7	0.8	0.8
	COD (mg/l)	3.9	2.9	3.6	3.3	3.3	3.7
	SS (mg/l)	4	2	3	3	2	7
	大腸菌群数(MPN/100ml)	1.5×10 ⁴	7.1×10 ³	6.7×10 ⁴	4.0×10 ⁴	2.4×10 ⁴	4.2×10 ⁴
	全窒素 (mg/l)	2.3	1.5	1.2	0.81	0.92	0.93
	全燐 (mg/l)	0.074	0.069	0.120	0.067	0.081	0.098
	全亜鉛 (mg/l)	-	0.006	0.003	0.004	0.004	0.004
健康項目	カドミウム(mg/l)	<0.005	<0.005	<0.001	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全シアン (mg/l)	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	鉛 (mg/l)	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価クロム(mg/l)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
	砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
	総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	硝酸性窒素 ^{※1} 及び 亜硝酸性窒素 ^{※2} (mg/l)	1.6 0.04	1.1 0.02	0.80	0.60	0.72	0.43
特殊項目	フェノール類(mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	<0.01
	銅 (mg/l)	0.003	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	鉄 (mg/l)	0.61	0.64	0.77	0.99	0.73	1.2
	全マンガン(mg/l)	0.12	0.10	-	-	-	-
	クロム (mg/l)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
その他の項目	ニッケル (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.009	<0.005	<0.005
	アンモニア性窒素(mg/l)	-	-	-	-	-	-
	無機性リン(mg/l)	-	-	-	-	-	-
	陰イオン界面活性剤(mg/l)	0.06	0.03	<0.01	<0.01	<0.01	0.01

※「<」は当該数値未満

※「ND」は定量下限値未満のもので物質を検出しない意味の表示

☆ 騒音

(1) 環境基準達成状況 (令和元年度)

(昼間)

(単位：箇所、%)

地域の類型	用途地域	測定地点数	環境基準達成地点数	割合	地域の類型別達成数	割合
A	第一種低層住居専用	5	5	100.0	8	88.9
	第二種低層住居専用	2	2	100.0		
	第一種中高層住居専用	2	1	50.0		
	小計	9	8	88.9		
B	第一種住居	13	11	84.6	11	84.6
C	近隣商業	4	2	50.0	4	44.4
	商業	2	0	0.0		
	準工業	2	2	100.0		
	工業	1	0	0.0		
	小計	9	4	44.4		
その他	調整区域	2	2	100.0	2	100.0
	合計	33	25	75.8		

※その他の地域（調整区域）は、住居の立地状況等から『A及びB』地域の環境基準を適用

(夜間)

(単位：箇所、%)

地域の類型	用途地域	測定地点数	環境基準達成地点数	割合	地域の類型別達成数	割合
A	第一種低層住居専用	1	1	100.0	1	100.0
B	第一種住居	4	2	50.0	2	50.0
C	商業	1	1	100.0	1	50.0
	工業	1	0	0.0		
	合計	7	4	57.1		

(2) 測定結果

ア. 環境騒音

(昼間)

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル	主たる音源	環境基準適否
						Leq		
1	B	第一住居	千代川町今津1丁目8-16	R1.10.18	13:54	54.0	車、話し声、踏切、バイク、電車	○
2	B	第一住居	千代川町今津3丁目10-5	R1.10.18	13:40	51.5	車	○
3	A	中高住専	大井町小金岐1丁目6	R1.10.18	14:10	48.7	車、鳥の鳴き声	○
4	B	第一住居	大井町土田1丁目5-7	R1.10.18	13:23	48.2	室外機、踏切、車、電車、風	○
5	C	準工業	大井町土田2丁目1	R1.10.18	13:09	58.8	車、バイク	○
6	C	近隣商業	大井町並河1丁目1	R1.10.18	11:41	65.4	子どもの声、車、踏切、電車、選挙街宣	×
7	B	第一住居	大井町かすみヶ丘14-14	R1.10.18	11:53	54.8	風、車、バイク、サイレン	○
8	C	工業	大井町並河3丁目14-15	R1.10.18	14:27	69.0	工場音、車、グレーチング、鉄移動音	×
9	B	第一住居	大井町並河2丁目22-26	R1.10.18	11:26	53.1	車、電車、踏切、カラス	○
10	A	中高住専	北河原町2丁目	R1.10.18	11:09	63.1	工事、車	×
11	B	第一住居	余部町天神又46	R1.10.18	15:03	40.3	車、鳥の鳴き声、バイク	○
12	C	商業	安町5	R1.10.18	10:56	61.0	車、バイク	×
13	C	商業	追分町大堀20-1	R1.10.18	10:04	62.7	車、信号機、バイク	×
14	C	近隣商業	内丸町26	R1.10.18	15:32	59.2	車、バイク、話し声	○
15	B	第一住居	紺屋町6-1	R1.10.18	15:19	58.3	車、話し声、子どもの声、クラクション	×
16	C	準工業	古世町向嶋16-1	R1.10.18	10:20	49.9	鳥の鳴き声、車、ごみ収集車	○
17	B	第一住居	北古世町1丁目10-1	R1.10.18	16:06	50.3	車、雨戸、歩行者、カラス	○
18	B	第一住居	三宅町野々神1-1	R1.10.18	10:47	50.0	鳥の鳴き声、車、電車	○
19	A	一低住専	篠町見晴1丁目13-1	R1.10.18	13:24	53.6	車、風、鳥の鳴き声、選挙カー	○
20	C	近隣商業	古世町2丁目4-1	R1.10.18	15:52	47.1	街宣車、車、パッカー車	○

(昼間)

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル	主たる音源	環境基準適否
						Leq		
21	B	第一住居	篠町広田1丁目4-11	R1.10.18	11:04	44.3	鳥の鳴き声、バイク	○
22	B	第一住居	篠町馬堀伊賀ノ辻22	R1.10.18	11:24	53.6	車、風	○
23	B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ谷1-57	R1.10.18	15:56	57.1	車、工場音	×
24	A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台2丁目4	R1.10.18	15:34	40.0	車	○
25	A	一低住専	篠町広田2丁目31	R1.10.18	14:57	49.8	車、歩行者、バス	○
26	A	二低住専	篠町野条馬場前	R1.10.18	14:02	44.2	車、話し声、街宣車	○
27	B	第一住居	篠町篠八幡裏	R1.10.18	13:43	54.8	車、トラック、歩行者	○
28	A	一低住専	篠町広田3丁目11	R1.10.18	14:42	44.5	街宣車、歩行者	○
29	A	二低住専	篠町森東垣内1-42	R1.10.18	14:25	53.9	街宣車、車、パッカー車	○
30	A	一低住専	南つつじヶ丘桜台2丁目6	R1.10.18	15:15	51.2	自動車、チャイム	○
34	—	調整区域	吉川町穴川堂ノ前8	R1.10.18	14:43	50.2	車、風	○
35	—	調整区域	下矢田町東法楽寺54-75	R1.10.18	16:30	48.9	街宣車、犬の鳴き声	○
36	C	近隣商業	篠町馬堀駅前1丁目	R1.10.18	11:40	61.9	車、風、バス	×

(夜間)

測定地点番号	地域の類型	用途地域	指定地点所在地	測定年月日	測定時間	騒音レベル	主たる音源	環境基準適否
						Leq		
8	C	工業	大井町並河3丁目14-15	R1.12.13	23:22	60.7	室外機、工場音	×
9	B	第一住居	大井町並河2丁目22-26	R1.12.13	23:37	39.1	通行人	○
12	C	商業	安町	R1.12.14	0:09	42.6	歌声	○
15	B	第一住居	紺屋町	R1.12.13	22:36	56.6	自動車、自転車、バイク	×
23	B	第一住居	曾我部町南条岩ヶ谷1-57	R1.12.13	22:57	40.9	自動車	○
24	A	一低住専	西つつじヶ丘雲仙台2丁目4	R1.12.13	22:15	36.6	自動車	○
27	B	第一住居	篠町篠八幡裏	R1.12.13	22:00	65.0	自動車、バイク	×

(3) 自動車交通騒音測定結果

○平成29年度

調査日時 平成29年12月19日(火) 6:00~12月20日(水) 6:00

測定地点番号	路線名	センサス区間番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	背後地					
2901	一般国道9号	10290	昼間	70	54	70	○	11:20	291台/10分	41.2 km/h
								15:20	239台/10分	
			夜間	70	48	65	×	23:20	61台/10分	44.6 km/h
								0:30	49台/10分	
2902	一般国道9号	10300	昼間	71	50	70	×	11:50	245台/10分	42.2 km/h
								14:00	213台/10分	
			夜間	69	46	65	×	22:50	60台/10分	50.3 km/h
								1:00	26台/10分	
2903	一般国道372号	11690	昼間	70	56	70	○	9:50	123台/10分	49.9 km/h
								17:10	181台/10分	
			夜間	66	50	65	×	22:20	57台/10分	59.3 km/h
								0:10	19台/10分	
2904	一般国道423号	11790	昼間	71	49	70	×	10:40	99台/10分	43.2 km/h
								16:20	119台/10分	
			夜間	64	49	65	○	22:00	33台/10分	53.9 km/h
								23:40	12台/10分	

○平成30年度

調査日時 平成30年3月5日(火) 8:00~3月26日(水) 8:00

測定 地点 番号	路線名	センサス 区間番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	背後地					
2502	亀岡園部線	41000	昼間	65	44	70	○	10:40	95台/10分	41.0 km/h
								15:40	83台/10分	
		41010	夜間	55	38	65	○	22:40	15台/10分	35.5 km/h
								0:40	5台/10分	
2503	亀岡 停車場線	60830	昼間	64	47	70	○	10:00	59台/10分	38.5 km/h
								15:00	65台/10分	
		60840	夜間	57	42	65	○	22:00	21台/10分	53.5 km/h
								0:00	1台/10分	
2505	クニッテル フェルト通り	—	昼間	58	44	70	○	10:20	51台/10分	41.0 km/h
								15:20	56台/10分	
			夜間	51	38	65	○	22:20	18台/10分	29.5 km/h
								0:20	3台/10分	

○令和元年度

調査日時 令和2年3月2日(月) 10:00~3月3日(火) 10:00

測定地点番号	路線名	センサ ス区 間 番号	調査結果 (L _{Aeq}) [dB]			環境基準 [dB]	評価	交通量		平均走行速度
				道路近傍	背後地					
2601	一般国道 9号	10270	昼間	68	52	70	○	10:40	178台/10分	46.5 km/h
								16:00	210台/10分	
			夜間	66	47	65	×	22:20	87台/10分	51 km/h
								0:50	27台/10分	
2602	一般国道 9号	10280	昼間	70	47	70	○	11:10	181台/10分	45 km/h
								15:00	194台/10分	
			夜間	68	43	65	×	22:40	69台/10分	45.5 km/h
								0:10	42台/10分	
2604	篠ランプ 9号線	—	昼間	62	49	70	○	10:10	90台/10分	37 km/h
								15:30	72台/10分	
			夜間	55	44	65	○	22:00	19台/10分	38 km/h
								0:30	6台/10分	

注1) 昼間は6~22時を、夜間は22~6時を示す。

注2) 評価の○は調査結果が環境基準以下であったことを、×は超過したことを示す。

環境基準等

○ 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準（設定年月日等）	測定方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04 ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm以下であること。 (S48.5.16告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、又は、それ以下であること。 (S53.7.11告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法。
光化学オキシダント	1時間値が0.06 ppm以下であること。(S48.5.8告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法。
浮遊粒子状物質 (S P M)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 (S48.5.8告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法。
微小粒子状物質 (P M 2 . 5)	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること (H21.9.9告示)	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天秤 びん法もしくはベータ線吸収法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10 ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm以下であること。(S48.5.8告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法。

備 考

- 1 環境基準は、工業専用地域・車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
- 5 微小粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒径が $2.5\mu\text{m}$ の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

評価方法

(ア) 二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質

評価方法	短期的評価	連続して、又は随時に行った測定結果について、測定を行った日、又は時間について環境基準により評価を行う。
	長期的評価	年間を通じて測定した1日平均値の高い方から2%の範囲にあるものを除外した値について環境基準が維持されること。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続しないこと。
評価対象	1日平均値の評価にあつては、1時間値の欠測が1日(24時間)のうち4時間を超える場合には評価対象としない。	
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知	

(イ) 光化学オキシダント

評価方法	1時間値が0.06 ppm以下であること。
評価対象	6時から20時の昼間時間帯について評価を行う。
通知	昭和48年環大企第143号環境庁大気保全局長通知

(ウ) 二酸化窒素

評価方法	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが0.06 ppm以下であること。
評価対象	年間における測定時間が6,000時間に満たない場合は評価対象としない。
通知	昭和53年環大企第262号環境庁大気保全局長通知

(エ) 微小粒子状物質 (PM2.5)

評価方法	長期基準	測定結果の1年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
	短期基準	年間における1日平均値のうち、低いほうから98%に相当するものが $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること
評価対象		年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。
通知		平成21年環水大総発第090909001号環境省水・大気環境局長通知

○ 水質汚濁に係る環境基準

1 人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

項 目	環 境 基 準	項 目	環 境 基 準
カドミウム	0.003 mg/l 以下	1.1.2-トリクロロエタン	0.006 mg/l 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
鉛	0.01 mg/l 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l 以下
六価クロム	0.05 mg/l 以下	1.3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l 以下
砒素	0.01 mg/l 以下	チウラム	0.006 mg/l 以下
総水銀	0.0005 mg/l 以下	シマジン	0.003 mg/l 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/l 以下
P C B	検出されないこと	ベンゼン	0.01 mg/l 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/l 以下	セレン	0.01 mg/l 以下
四塩化炭素	0.002 mg/l 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/l 以下
1.2-ジクロロエタン	0.004 mg/l 以下	フッ素	0.8 mg/l 以下
1.1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	ホウ素	1 mg/l 以下
シス-1.2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l 以下	1.4-ジオキサソ	0.05 mg/l 以下
1.1.1-トリクロロエタン	1 mg/l 以下		

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、環境大臣が定める測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ること。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）

生活環境の保全に関する項目、いわゆる生活環境項目は、各公共用水域につき、水域類型ごとに適用される。
河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃 度 (pH)	生物化学的酸 素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	50MPN/100ml 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/l 以下	25 mg/l 以下	7.5 mg/l 以上	1,000 MPN/100ml 以下
B	水産3級、水産2級、及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/l 以下	25 mg/l 以下	5 mg/l 以上	5,000 MPN/100ml 以下
C	水道3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/l 以下	50 mg/l 以下	5 mg/l 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/l 以下	100 mg/l 以下	2 mg/l 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/l 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/l 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/l以上とする。

- ※ 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
- 水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
- 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
- 水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
- 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

○ 騒音に係る環境基準

適用地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間 （6時から22時）	夜間 （22時から6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

(注) 幹線道路を担う道路に近接する空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

・騒音規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
昼間	午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝夕	午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB

(注) 1) 区域の区分は以下のとおり

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域

(注) 2) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第2種区域にあつては夜間を除く。）。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	85dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
びょう打機を使用する作業							
削岩機を使用する作業							
空気圧縮機を使用する作業							
コンクリートプラントを設けて行う作業							
アスファルトプラントを設けて行う作業							
バックホウを使用する作業							
トラクターショベルを使用する作業							
ブルドーザーを使用する作業							

- (注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。
- 3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

自動車騒音に係る要請限度

区 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間 (6時から22時)	夜 間 (22時から6時)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB 以下	55dB 以下
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB 以下	65dB 以下
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB 以下	70dB 以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB 以下	70dB 以下

(注) 幹線道路を担う道路に近接する区域とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

区域の区分

区域の区分	該 当 地 域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

・京都府環境を守り育てる条例に基づく夜間営業等の騒音の制限

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量規準（午後10時～翌日午前6時）

項目	第1種区域	第2種区域	第3種区域
飲食店営業 喫茶店営業 専らカラオケ装置を使用させて営む営業	40dB	50dB	55dB
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

(注) 1) 区域の区分は以下のとおり

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び知事が告示で指定する地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び知事が告示で指定する地域

第3種区域：工業地域及び知事が告示で指定する地域

2) 第1種区域で飲食店営業等を営むものは、午後11時～翌日午前6時までの間、カラオケ装置、音響再生装置、拡声装置を使用してはならない。ただし、音が外部に漏れない構造の店には、この使用制限は適用しない。

3) 測定場所は敷地境界線上とする。敷地境界線上での測定が適当でない場合は敷地境界線以遠の適切な地点において測定するものとする。

・京都府環境を守り育てる条例に基づく商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限

時間帯	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
午前8時～午後6時	55dB	60dB	75dB	80dB
午後6時～午後8時	50dB	55dB	65dB	70dB

※ 1) 区域の区分は以下のとおり

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、用途地域として定められていない区域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域

第4種区域：工業地域、工業専用地域

2) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10mの地点とする。

3) 遵守事項

i) 午後8時から翌日の午前8時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人々の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。

ii) 幅員4m未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。

iii) 地上10m以上の位置で拡声機を使用しないこと。

iv) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時15分以上の休止時間をおくこと。

v) 50m以内の距離で同一の営業者が2以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。

○ 振動規制法に基づく規制基準等

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（工業専用地域を除く）として定められた区域。

特定工場等において発生する振動の規制基準

時間帯		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	60dB	65dB
夜間	午後7時～午前8時	55dB	60dB

(注) 1) 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

2) 学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	日曜日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業	75dB	午後7時 ～ 翌日 午前7時	午後10時 ～ 翌日 午前6時	10時間	14時間	連続 6日	禁止
くい抜機を使用する作業							
くい打くい抜機を使用する作業							
鋼球を使用して破壊する作業							
舗装版破砕機を使用する作業							
ブレーカーを使用する作業							

※ 1) 区域の区分は以下のとおり。

第1号区域：規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80mの区域内。

第2号区域：規制地域のうち、第1号区域以外の区域。

2) 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

道路交通振動に係る要請限度

時間帯		第1種区域	第2種区域
昼間	午前8時～午後7時	65dB	70dB
夜間	午後7時～午前8時	60dB	65dB

※ 1) 区域の区分は以下のとおり。

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域

第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

○ 悪臭防止法に基づく規制基準

規制地域 … 亀岡市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第2項に規定する市街化区域

① 敷地境界における規制基準

単位：ppm

特定悪臭物質の種類	許 容 限 度	
	A 地 域	B 地 域
ア ン モ ニ ア	1	5
メチルメルカプタン	0.002	0.01
硫 化 水 素	0.02	0.2
硫 化 メ チ ル	0.01	0.2
二 硫 化 メ チ ル	0.009	0.1
トリメチルアミン	0.005	0.07
アセトアルデヒド	0.05	0.5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01
イ ソ ブ タ ノ ール	0.9	20
酢 酸 エ チ ル	3	20
メチルイソブチルケトン	1	6
ト ル エ ン	10	60
ス チ レ ン	0.4	2
キ シ レ ン	1	5
プ ロ ピ オ ン 酸	0.03	0.2
ノ ル マ ル 酪 酸	0.001	0.006
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0009	0.004
イ ソ 吉 草 酸	0.001	0.01

備考 1 A地域とは、規制地域のうちB地域以外の区域をいう。

2 B地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条の規定により森林地域として定められた地域（都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。）をいう。

② 排出口における規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第3条に規定する方法により算出して得た流量

③ 排出水に係る規制基準

①の規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則第4条に規定する方法により算出して得た濃度

○ ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水 質	1pg-TEQ/l以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下

- (注) 1) 大気汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 2) 水質汚濁（水底の底質の汚染を除く。）に係る環境基準は、公共用水域および地下水について適用する。
- 3) 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
- 4) 土壌汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない。
- 5) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 6) 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 7) 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

○ 廃棄物焼却炉におけるダイオキシン類の大気排出基準

(単位：ng-TEQ/m³)

特定施設の種 類		新設施設	既存施設
廃棄物 焼却炉	4(t/時)以上	0.1	1
	2~4(t/時)未満	1	5
	2(t/時)未満	5	10

<参 考>

ダイオキシン類対策特別措置法による規制	
T D I	政府はT D Iを4ピコグラム以下とし、政令で定める。
環境基準	国は、大気、水質、土壌のそれぞれについて環境基準を新たに設置する。
排出規制 な ど	国は、排出ガス、排出水について排出基準を設定する。 都道府県知事は、上乘せ排出基準を設定できる。 大気環境基準を守れない地域には総量規制を実施する。
罰 則	排出基準違反等に対し罰則を適用

① 耐容一日摂取量 (T D I) の設定

人がダイオキシン類を生涯にわたって摂取しても健康に影響が出ない安全基準 (耐容一日摂取量=T D I) を体重1キログラム当たり4ピコグラム (1ピコグラムは1兆分の1) 以下で政令で定める値とする。

なお、平成11年6月25日のダイオキシン対策関係閣僚会議において、T D Iは4ピコグラムとすることが決定されている。

1 ダイオキシン類の単位について

単 位	ng—TEQ/Nm ³
読み方	ナノグラム・ティーイーキュー・パー・ノルマル・リ्यूベ
単位の説明	ダイオキシン類それぞれの同族体の毒性を、もっとも毒性の強いTCDD (2・3・7・8ダイオキシン) に換算した値

参考

- ・ ng (ナノグラム) : 十億分の一グラム
- ・ TEQ (ティーイーキュー) : 毒性等量
- ・ Nm³ (ノルマル・リ्यूベ) : 摂氏0度、1気圧の状態に換算した体積

關係條例等

亀岡市環境基本条例

平成 12 年 3 月 30 日

条例第 8 号

目 次

前 文

第 1 章 総則(第 1 条―第 6 条)

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針(第 7 条―第 10 条)

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策(第 11 条―第 21 条)

第 4 章 補則(第 22 条)

附則

20 世紀における産業の発展と科学文明の進歩は、限りある資源を大量に消費、廃棄していくという社会をもたらし、生活の営みそのものが環境への負荷を高めることとなり、人類生存の基盤である地球環境にも重大な影響を及ぼしている。

亀岡市民は、まちの中心部を貫流する桂川と、市域をふち取る山々に代表される豊富な水と緑に恵まれた自然環境のもと、たゆまぬ努力と情熱により歴史的文化的遺産を築き、実り豊かな大地を生かしながら心豊かで文化の香り高い生活を営んできたが、都市化の進展や生活様式の変化等に伴って、私たちの身近な環境にも様々な影響が現れている。

良好な環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であるとともに、それを保持し、将来の世代に引き継ぐことは私たち市民に与えられた大きな使命である。

ここに私たち亀岡市民は、豊かな自然と恵まれた生活環境のもとで、「生涯にわたって健康で文化的な生活を営み、生きる喜びと明るく豊かなまちに住む喜びを持つことのできる」まちづくりをめざすため、市民の総意として、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、快適な環境の保全と創造について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、快適な環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、

野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを考慮し、これを将来にわたって維持又は向上させ、かつ、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるよう積極的に推進しなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会の構築を目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に取り組まなければならない。
- 3 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、これを自らの問題としてとらえ、快適な環境の保全及び創造に積極的に貢献しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、自然的社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境の適正な保全を図らなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めると

ともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全及び創造に関する施策の基本方針

(施策の基本方針)

第 7 条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然とが共生できる良好な環境を確保する。
- (3) 歴史的文化的遺産を保存し、活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎを感じる快適な都市環境を創造する。

(環境基本計画)

第 8 条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、地域の自然的社会的特性を考慮して、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ亀岡市環境審議会条例(昭和 46 年亀岡市条例第 22 号)に基づく、亀岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第 9 条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境白書)

第 10 条 市長は、市民に環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした亀岡市環境白書を作成し、これを公表するものとする。

第 3 章 環境の保全及び創造に関する基本的な施策

(環境影響評価に係る措置)

第 11 条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

る。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うものとする。

(規制等の措置)

第 12 条 市は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、必要な規制等の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 13 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに活動を行う意欲を増進するよう、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実に関し、施設の整備及び充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動の促進)

第 14 条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 15 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の意見の反映)

第 16 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民等との推進体制の整備)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに推進するための体制の整備に努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 18 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するための体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第 21 条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策の推進に努めるものとする。

第4章 補則

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

亀岡市環境審議会条例

昭和 46 年 7 月 10 日

条例第 22 号

(平 6 条例 19・題名改称)

(設置)

第 1 条 この条例は、本市の環境の保全に関する基本的事項を調査、審議するため、亀岡市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(昭 60 条例 16・平 6 条例 19・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、委員若干人をもって組織する。

2 委員は、環境の保全に関し識見を有する者その他から市長が委嘱する。

(平 25 条例 31・一部改正)

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に専門の事項を調査審議するため、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(委員以外の出席者)

第 7 条 審議会又は部会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第 8 条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員の中から市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて審議会の所掌について委員を補佐する。

(平 18 条例 35・一部改正)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

(昭 48 条例 20・昭 58 条例 23・昭 62 条例 15・平 12 条例 1・一部改正)

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 48 年条例第 20 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、別に市長が定める。

(昭和 48 年規則第 3 号で昭和 48 年 4 月 11 日から施行)

附 則 (昭和 58 年条例第 23 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 60 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 62 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 19 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の亀岡市公害対策審議会条例の規定により委嘱又は任命された亀岡市公害対策審議会委員及び幹事については、改正後の亀岡市環境審議会条例の規定により委嘱又は任命された亀岡市環境審議会委員及び幹事とみなす。

附 則 (平成 12 年条例第 1 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年条例第 35 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

亀岡市循環型社会推進条例

平成 13 年 3 月 30 日

条例第 13 号

亀岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和 47 年亀岡市条例第 29 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、循環型社会の形成に向け、本市における廃棄物の分別排出の徹底、循環による資源の有効な再生利用を推進することにより、廃棄物の減量化及び適正処理を促進し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）及び浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の例による。

（市の責務）

第 3 条 市は、あらゆる施策を通じて、循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化を推進し、その適正な処理を図るとともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力を推進し、それらの自主的活動を支援するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、その事業活動により生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、廃棄物の排出の抑制、再生利用の促進等により、廃棄物の減量化に努めなければならない。

3 事業者は、循環型社会の形成を図るため、廃棄物の減量化及びその適正な処理について、市が実施する施策に協力し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、廃棄物の分別排出の徹底及び再生利用の促進により、廃棄物の減量化及びその適正な処理に努めなければならない。

2 市民は、循環型社会の形成を図るため、廃棄物の減量化及びその適正な処理に関する市の施策に協力し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めなければならない。

（相互協力）

第 6 条 市、事業者及び市民は、廃棄物の分別排出及び適正処理の推進に当たっては、相互に協力しなければならない。

（亀岡市循環型社会推進審議会）

第7条 市における循環型社会推進のための一般廃棄物の減量化、循環資源化及び適正処理等に関する事項について審議するため、法第5条の2第1項の規定に基づき、亀岡市循環型社会推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民の代表者
- (3) 事業者の代表者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会の庶務は、環境市民部において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

（市の廃棄物の減量化）

第8条 市は、環境負荷の低減を図るため、環境型社会の形成に向けた廃棄物の減量化、循環的な利用及び適正処理に必要な事業の実施に努めなければならない。

2 市は、前項の事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

3 市は、事業者及び市民の意識の啓発及び自主的活動を支援するため、必要な情報の収集、提供を行う等必要な措置を講じなければならない。

（事業者の廃棄物の減量化）

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等その事業活動に伴って生じる廃棄物について、次の各号に掲げる方策を積極的に講ずることにより、環境負荷の低減を図るため、その排出抑制及び減量化に努めなければならない。

- (1) 再生利用又は長期間使用することが可能な容器、製品の利用、開発及び普及
- (2) 容器、包装等の簡素化、再生利用による廃棄物の発生の抑制
- (3) 廃棄物のうち再生利用が可能な物の分別の徹底
- (4) 再生資源及び再生品の積極的な利用
- (5) 使用後の容器等の回収体制及び製品の修理体制の整備並びにこれらに係る情報提供

（市民の廃棄物の減量化）

第10条 市民は、地域団体等が自主的に行う再生資源の集団回収等の活動への積極的な参加及び協力、再生利用が可能な物の分別等を行うことにより、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 市民は、環境負荷の低減を図るため、物品の長期使用、再生品又は再生利用が可能な物の使用等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

（公共の場所の清潔の保持）

第11条 何人も、公園、広場、道路、河川その他公共の場所を汚さないようにしなければならない

い。

2 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保持し、みだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理しなければならない。

(土地等の管理)

第 12 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔の保持に努めるとともに、その土地等にみだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理をしなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第 13 条 市長は、法第 6 条第 1 項の規定により一般廃棄物処理計画（以下「処理計画」という。）を定め、一般廃棄物の処理を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。処理計画を変更したときも、同様とする。

(一般廃棄物の処理の委託)

第 14 条 市長は、前条第 1 項の処理計画の範囲内において、一般廃棄物の処理を市以外の者に委託することができる。

(技術管理者の資格)

第 14 条の 2 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

(1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。）又は化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく

専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。) 後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平 24 条例 5・追加、平 31 条例 10・一部改正)

(一般廃棄物の処理)

第 15 条 占有者等は、当該土地又は建物内の一般廃棄物について、その循環的な利用が促進されるよう適正に分別し、減量するなど市が定める処理計画に従い処理しなければならない。

(家庭系一般廃棄物の排出方法)

第 15 条の 2 占有者等は、市長が収集、運搬、処理及び処分する家庭から排出される一般廃棄物(資源ごみ、粗大ごみ、し尿及び動物死体を除く。以下「家庭系一般廃棄物」という。)を、市長が指定するごみ袋(以下「指定ごみ袋」という。)に収納して排出しなければならない。

2 占有者等は、指定ごみ袋を使用することが困難な家庭系一般廃棄物を排出するとき、又は臨時に家庭系一般廃棄物を排出するときは、市長に申し出て、その指示に従わなければならない。

3 市長は、占有者等が第 1 項に規定する家庭系一般廃棄物を指定ごみ袋に収納して排出しなかったときは、当該家庭系一般廃棄物の収集をしないことができる。

(平 15 条例 14・追加)

(多量の一般廃棄物の処理)

第 16 条 市長は、法第 6 条の 2 第 5 項の規定により必要があると認めるときは、多量の一般廃棄物を生ずる占有者等に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

(一般廃棄物の処理の届出)

第 17 条 占有者等は、臨時に若しくは継続して一般廃棄物(し尿及び粗大ごみに限る。)の収集を受けようとし、又は動物の死体を自ら処分しないときは、速やかに市長に届け出なければなら

い。

(一般廃棄物の搬入の申出)

第 18 条 処理施設に一般廃棄物を搬入しようとする占有者等又は一般廃棄物収集運搬業者は、当該一般廃棄物の搬入について、市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を受けた場合において、当該申出に係る一般廃棄物が別に定める搬入基準に適合しないと認めるとき、又は当該搬入しようとする廃棄物が当該申出の内容と異なると認めるときは、当該搬入を拒否することができる。

(排出禁止物)

第 19 条 占有者等は、一般廃棄物の収集に際して、次の各号に掲げる廃棄物を排出してはならない。

- (1) 著しく悪臭を発生させるもの
- (2) 引火性のあるもの
- (3) 人の健康又は生活環境に有害な物質を含むもの
- (4) 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に掲げる機器
- (5) 法第 2 条に規定する感染性一般廃棄物
- (6) 前各号に掲げるもののほか、収集に危険又は支障を及ぼすもの

(適正処理困難物の指定)

第 20 条 市長は、必要がある場合は、一般廃棄物のうちから適正な処理が困難なもの（以下「適正処理困難物」という。）として法第 6 条の 3 第 1 項の規定により環境大臣が指定したものの以外のもを適正処理困難物として指定することができる。

(適正処理困難物の回収)

第 21 条 市長は、適正処理困難物の製造、加工及び販売を行う事業者に対して、自らの責任でその回収の措置を講ずるよう協力を求めることができる。

(手数料)

第 22 条 市長は、一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分に係る手数料を別表に定めるところにより、占有者等から徴収する。

2 手数料の徴収の基礎となる数量は、市長の認定するところによる。

3 前 2 項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 14 条例 36・一部改正)

(指定ごみ袋の交付)

第 22 条の 2 市長は、前条に規定する手数料（指定ごみ袋で排出するものに限る。）をあらかじめ納付した者に、指定ごみ袋を交付する。

(平 15 条例 14・追加)

(手数料の減免)

第 23 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することが

できる。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第 24 条 法第 7 条第 1 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の規定による許可を受けようとするものは、別に定める許可申請書を市長に提出しなければならない。許可を受けた後、その内容の一部を変更しようとするときも、同様とする。

(許可証の交付及び再交付)

第 25 条 市長は、前条の申請に対し許可をしたときは、当該申請者に許可証を交付する。

2 前項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）が、当該許可証を紛失し、又は毀損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て許可証の再交付を受けなければならない。

(平 24 条例 5・一部改正)

(許可の取消し)

第 26 条 市長は、許可業者が法、浄化槽法又はこの条例の規定に違反したときは、第 24 条の許可を取り消すことができる。

(許可申請手数料)

第 27 条 第 25 条の規定による許可証を交付したときは、次の手数料を徴収する。

(1) 許可証を交付する場合 1 件につき 10,000 円

(2) 許可証を再交付する場合 // 2,500 円

(平 15 条例 14・一部改正)

(報告の徴収)

第 28 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、一般廃棄物の処理を業とする者、浄化槽の清掃を業とする者又は占有者等に対し、廃棄物の減量化及び適正処理並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上等に関し報告を求めることができる。

(立入調査)

第 29 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量化及び適正処理並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上等に関し必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により、立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前の亀岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の亀岡市循環型社会推進条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 14 年条例第 27 号）

（施行期日）

- 1 この条例中別表犬、ねこ等の死体又はこれに類するものの部及び上記以外の廃棄物の部市の指定する処理施設へ搬入するとき（粗大ごみを除く。）。の項の改正規定は平成 15 年 1 月 1 日から、同部市が収集、運搬及び処分する粗大ごみ（規則で定めるものに限る。）。の項の改正規定は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に申込み手続がなされた一般廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 14 年条例第 36 号）

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 14 号）

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条の 2 及び別表の改正規定は、平成 15 年 8 月 25 日から、第 27 条の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に収集がなされた一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年条例第 26 号）

この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 5 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 10 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に収集がなされた一般廃棄物の収集、運搬、処理及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 12 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市の指定する処理施設へ搬入された家庭系一般廃棄物及びその他の一般廃棄物に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 31 年条例第 10 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 22 条、第 22 条の 2 関係)〈省略〉

(平 14 条例 27・平 14 条例 36・平 15 条例 14・平 16 条例 8・平 16 条例 26・平 26 条例 10・平 30 条例 12・一部改正)

亀岡市土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土の規制に関する条例

平成 10 年 12 月 22 日

条例第 29 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市における土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土による造成について、自然景観を含めた環境の保全並びに災害の防止を図るため、必要な規制を行うことにより、市民の健康で安全かつ快適な生活環境を保持し、自然豊かなまちづくりを進めることを目的とする。

(平 25 条例 5・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土地の埋立て、盛土又は堆積の用に供するもので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物以外のものをいう。
- (2) 事業 土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土による造成を行うことをいう。
- (3) 事業区域 事業を施工する区域をいう。
- (4) 切土事業 事業区域内の傾斜地を切りその土砂等を搬出する行為及びその土砂等を事業区域内で用いて盛土、堆積する行為をいう。
- (5) 土地所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (6) 事業主等 事業を施工する土地所有者等及び事業を施工する者をいう。

(平 21 条例 27・平 25 条例 5・一部改正)

(適用範囲)

第 3 条 この条例は、次に掲げる事業に適用する。

- (1) 事業区域の面積が 500 平方メートル以上 3,000 平方メートル未満の事業（500 平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を施工する日前 1 年以内に事業が施工され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に施工され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して 500 平方メートル以上となるものを含む。）
- (2) 切土事業については、事業区域の面積が 500 平方メートル以上の事業

2 前項の規定にかかわらず、本市で行われる次の各号に該当する事業に対しては、適用しない。

- (1) 国又は地方公共団体、公団等が行う事業
- (2) 法令等の規定による許可又は認可等を受けて行う事業
- (3) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物のうち、専ら自己の

居住に供するために行う事業

(4) その他公益性のある事業で、特に市長が必要と認めるもの

(平 16 条例 9・平 21 条例 27・一部改正)

(事業主等の責務)

第 4 条 事業主等は、事業を施工するに当たっては、事業区域の周辺区域の住民の理解を得るとともに、当該事業区域の生活環境の保全及び災害の防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業主等は、当該事業の施工に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(平 21 条例 27・一部改正)

(土砂等を発生させる者の責務)

第 4 条の 2 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により事業が行われる場合においては、当該事業主等により生活環境の保全上の支障又は災害の発生するおそれがある土地の埋立て等（以下「不適正な埋立て等」という。）が行われることのないよう努めなければならない。

(平 21 条例 27・追加)

(土地所有者等の責務)

第 4 条の 3 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることのないよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地において不適正な埋立て等が行われることを知ったときは、不適正な土地の埋立て等が是正されるよう必要な配慮その他必要な措置を講じなければならない。

3 土地所有者等は、市及び府が実施する事業に関する施策に協力しなければならない。

(平 21 条例 27・追加)

(事前協議)

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する事業を行おうとする事業主等は、当該事業の計画について許可を受ける前に、市長に事前協議をしなければならない。

(事業の許可及び有効期間)

第 6 条 事業主等は、事業を開始しようとするときは、あらかじめ市長に申請して許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項について変更をしようとするときも同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、環境の保全及び災害の防止を図るため、必要な条件を付することができる。

3 第 1 項の許可の有効期間は、許可日から 1 年以内とする。ただし、1 年を超えるものについては、期間満了 1 箇月前に更新手続を行わなければならない。

(許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項に規定する許可申請の内容が次の各号に掲げる基準に適合するものでなければ、許可しないものとする。

- (1) 事業区域及びその周辺地域における道路、河川及び水路その他の公共施設の構造等に支障が生じないように、必要な措置がされていること。
- (2) 事業区域及びその周辺地域における自然環境の保全について必要な措置がされていること。
- (3) 騒音、振動、粉じん、水質汚濁、土壌汚染その他の公害発生防止について必要な措置がされていること。
- (4) 溢水防止、土砂等の流出防止その他安全確保について必要な措置がされていること。

2 市長は、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条第4号に掲げる暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）に対し、前項の許可をしてはならない。

3 第1項各号に規定する必要な措置に係る技術上の基準は、事業区域の規模等に応じて規則で定める。

（平25条例5・一部改正）

（事業開始の届出）

第8条 第6条第1項の許可を受けた者が、当該許可に係る事業を開始するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（名義貸しの禁止）

第9条 第6条第1項の許可を受けた事業主等は、自己の名義をもって他人に当該事業を行わせてはならない。

（氏名等の変更の届出）

第10条 第6条第1項の許可を受けた事業主等は、その住所又は氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）等に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

（地位の承継）

第11条 第6条第1項の許可を受けた事業主等の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 第6条第1項の許可を受けた事業主等から事業区域内の土地の所有権その他事業を施工する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該事業許可を受けた事業主等が有していた当該事業許可に基づく地位を承継することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、第14条に基づく処分については、承継しない。

（平21条例27・一部改正）

（遵守義務）

第12条 事業主等は、第6条第1項の規定により受けた許可に基づき、適正に当該事業を行わなければならない。

（改善勧告）

第 13 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項の規定により許可を受けた事項に違反して事業を施工しているときは、改善するよう勧告するものとする。

(平 21 条例 27・一部改正)

(措置命令等)

第 14 条 市長は、事業主等が第 6 条第 1 項の規定による許可を受けず、又は許可条件に違反して事業を施工しているときは、当該事業の停止を命じ、若しくは期限を定め原状回復その他必要な措置を命じることができる。

2 市長は、土砂の崩壊等による付近の生活環境の被害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業主等に対し当該事業の停止を命じ、又は必要な措置をとるよう命じることができる。この場合、事業主等が当該事業の現場にいないときは、当該事業に従事する者に命じることができる。

(平 21 条例 27・一部改正)

(許可の取消し等)

第 15 条 市長は、第 6 条第 1 項の許可を受けた事業主等が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消すことができる。

(1) 事業主等が暴力団員等に該当し、又は該当していたことが判明したとき。

(2) 前条第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により許可の取消しをしたときは、事業主等に対して、直ちに原状回復その他必要な措置を命ずるものとする。

(平 25 条例 5・一部改正)

(意見聴取)

第 16 条 市長は、次の各号に定める命令又は処分をしようとするときは、当該処分に係る事業主等に対し、あらかじめ期日、場所及び内容について通知した上、意見聴取を行わなければならない。ただし、事業主等が意見聴取に応じないときは、意見聴取を行わないで処分をし、又は当該措置をとることができる。

(1) 第 14 条第 1 項に規定する停止命令又は措置命令

(2) 前条に規定する許可の取消し又は措置命令

2 意見聴取の手續に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(平 21 条例 27・一部改正)

(代執行等)

第 17 条 市長は、第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による命令を受けた事業主等が指定期間内に命ぜられた措置を履行しない場合には、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)の定めるところにより、自ら事業主等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を事業主等から徴収することができる。

(土地所有者等に対する措置要請)

第 18 条 市長は、第 6 条第 1 項の規定による許可を受けて行われた事業により、生活環境の保全又は災害の防止のための措置が必要となったと認めるときは、当該事業に係る土地所有者等に対し、当該事業に供された土砂等の全部若しくは一部の除去又は生活環境の保全若しくは災害の防止のために必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(平 21 条例 27・全改)

(立入検査等)

第 19 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員を事業区域に立ち入らせ、施設その他必要な事項を検査させることができ、又は事業主等に対し必要な事項について質問し、資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(完了報告等)

第 20 条 事業主等は、事業が完了したときは速やかに市長に報告し、検査を受けなければならない。

(事業の中止又は廃止)

第 21 条 事業主等は、当該事業を中止又は廃止しようとするときは、中止又は廃止しようとする日の 20 日前までにその旨を市長に届出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、事業主等が当該事業を中止又は廃止しようとする場合は、災害の防止及び環境の保全を図るため必要な措置を命ずることができる。

(進捗状況等の報告の徴収)

第 22 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対して事業の進捗状況その他必要な事項を報告させることができる。

(緊急時の報告)

第 23 条 事業主等は、土砂の崩壊等により付近の生活環境に被害を与えたとき、又は与えるおそれがある場合には、市長へ直ちに報告しなければならない。

(公開標識の設置)

第 24 条 事業主等は、事業の施工期間中は外部から見やすい箇所に、市長の定める標識を設置しなければならない。

(平 21 条例 27・一部改正)

(違反事実の公表)

第 25 条 市長は、事業主等が第 14 条の停止命令又は措置命令に違反したとき、並びに第 15 条の許可の取消しを受けたときは、その事実を公表することができる。

(罰則)

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 6 条第 1 項の規定による許可を受けないで事業を行った者
- (2) 第 14 条又は第 15 条第 2 項の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 9 条の規定に違反し、名義貸しを行った者
- (2) 第 8 条又は第 10 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (3) 第 19 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (4) 第 21 条第 2 項の規定による命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 21 条第 1 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 20 条又は第 23 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第 24 条の規定による公開標識を掲示しない者

(平 21 条例 27・平 25 条例 5・一部改正)

(両罰規定)

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

(規則における経過措置)

第 28 条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(委任)

第 29 条 この条例に定めるもののほか、土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積行為及び切土による造成の規制に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平 25 条例 5・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に着手している事業については、施行期日以後継続して行う事業について適用する。この場合、この条例の施行期日以前から事業に着手している事業主等は、この条例の施行の日から 30 日以内に市長に許可を申請しなければならない。

附 則（平成 16 年条例第 9 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年条例第 27 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行期日前に、この条例による改正前の第 6 条の許可を受けた事業及び施行期日前に申請のあった事業については、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年条例第 5 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

亀岡市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例

平成 31 年 3 月 26 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太陽光発電設備の設置が災害の防止をはじめ自然環境・景観及び生活環境等（以下「自然環境等」という。）に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び廃止並びに廃止後の有効な跡地利用を促進し、もって市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全し、公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。ただし、道路標識等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するもの及び建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋上等に設置するものを除く。

(2) 事業 太陽光発電設備を設置（太陽光発電設備の設置に伴う木竹の伐採及び切土、盛土、埋立て等の造成工事を含む。以下同じ。）して発電を行う事業をいう。

(3) 事業者 事業を実施する者（契約により事業の実施を請け負う者を含む。）をいう。

(4) 特定事業 事業のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業の用に供する土地の区域（以下「事業区域」という。）の面積が 500 平方メートル以上のもの（500 平方メートル未満の土地における事業であっても、その事業区域に隣接し、又は近接する土地において、当該事業を実施する日前に事業が実施され、若しくは施工中の場合においては、当該事業の事業区域と既に実施され、若しくは施工中の事業の事業区域との面積を合算して 500 平方メートル以上となるものを含む。）

イ 事業区域内における高低差が 13 メートル以上のもの

ウ 事業区域内の傾斜度が 25 度以上のもの

(事業者の責務)

第 3 条 事業者は、事業の実施に当たり、事業区域の周辺区域の住民の理解を得るとともに、事業区域の災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業の実施に係る苦情及び紛争が生じたときは、誠意をもってその解決にあたらなければならない。

(土地所有者等の責務)

第 4 条 土地の所有者、占有者及び管理者は、災害の発生を助長し、又は自然環境等を損なうおそれがある事業を行う事業者に対して、土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(事業禁止区域)

第 5 条 何人も、次の各号に掲げる区域（以下「事業禁止区域」という。）において、事業を実施

してはならない。

- (1) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 3 号に規定する国定公園及び同条第 4 号に規定する都道府県立自然公園の区域
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する公園及び緑地として都市計画に定めた区域のうち未供用区域の地域（国又は地方公共団体等が所有する区域を除く。）
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域及び同法第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (4) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域
- (5) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (6) 亀岡市景観計画に定める湯の花温泉景観形成地区及び自然景観形成地区
- (7) 都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域
- (8) 亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 28 年亀岡市条例第 42 号）第 6 条、第 8 条第 1 項第 3 号及び第 5 号の規定により市長が指定する区域
（特定事業の許可）

第 6 条 事業禁止区域外において、特定事業を実施しようとする者は、あらかじめ特定事業に係る規則で定める事業計画（以下「事業計画」という。）を定め、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可の申請は、第 7 条第 1 項による市長との協議を終えた日から 1 年を経過した日までに行われなければならないものとし、1 年を経過した日以後になされた申請は、第 7 条第 1 項による協議が行われていないものとする。

（事前協議）

第 7 条 前条第 1 項の規定による許可の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議しなければならない。

2 前項の規定による協議は、申請予定者が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請をする前に行わなければならない。

（周辺住民等への事前周知）

第 8 条 申請予定者は、規則で定めるところにより特定事業の事業区域の周辺住民等（以下「周辺住民等」という。）に対し説明会を開催し、事業計画を周知しなければならない。

2 周辺住民等は、申請予定者から前項の説明会の開催の申出があったときは、誠意をもって対応

することとする。

3 申請予定者は、周辺住民等から事業計画に係る意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、その者と誠意をもって協議しなければならない。

4 申請予定者は、前項の協議について、規則で定めるところによりその結果を市長に報告しなければならない。

(地元団体等からの意見聴取)

第9条 申請予定者は、規則で定めるところにより、周辺住民等で構成される地元団体等と事業計画について協議し、意見を聴取しなければならない。

2 地元団体等は、申請予定者から前項の協議の申出があったときは、誠意をもって対応することとする。

3 申請予定者は、第1項の協議についてその結果を市長に報告しなければならない。

(許可の基準等)

第10条 市長は、第6条第1項の規定による申請があった場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第6条第1項の許可をしてはならない。

(1) 事業者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 特定事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員である者

ウ 特定事業の実施に関し違法又は不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 事業計画が、規則で定める基準に適合するものであること。

2 市長は、第6条第1項の許可に、災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第11条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「特定事業者」という。）は、当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。ただし、第7条、第8条及び第9条の規定は、事業計画の変更が災害の防止又は自然環境等の保全に及ぼす影響を勘案し、市長が必要と認める場合に準用する。

(工事着手の届出)

第12条 特定事業者は、太陽光発電設備の設置工事（事業区域を工区に分けたときは、工区に係る設置工事。第13条において同じ。）に着手するときは、あらかじめ規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(工事完了の検査)

第 13 条 特定事業者は、前条に規定する設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が許可の内容に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を特定事業者に通知するものとする。

(地位の承継)

第 14 条 特定事業者の相続人その他の特定事業を承継する者は、被承継人が有していた特定事業に基づく地位を承継する。

2 特定事業者から事業区域内の太陽光発電設備の所有権その他の特定事業を実施する権原を取得した者は、市長の承認を受けて、特定事業者が有していた特定事業の許可に基づく地位を承継することができる。

(保全義務)

第 15 条 特定事業者は、災害の防止又は自然環境等の保全における支障が生じないように、特定事業により設置された太陽光発電設備及び事業区域を常時安全かつ良好な状態に維持しなければならない。

(命令)

第 16 条 市長は、第 5 条に違反して事業を実施した事業者及び第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施した、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反した事業者に対して、事業の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを命じることができる。

(許可の取消し)

第 17 条 市長は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第 6 条第 1 項及び第 11 条第 1 項の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けたとき。

(2) 第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第 6 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 年を経過した日までに事業に着手しなかったとき。

(4) 太陽光発電設備の設置工事に着手した後に、1 年以上引き続き工事を施工していないとき。

(5) 第 10 条第 1 項第 1 号に適合しないと認められるに至ったとき。

(6) 第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに事業計画を変更し、事業を実施したとき。

(7) 第 16 条の規定による命令に違反したとき。

(意見聴取)

第 18 条 市長は、次の各号に定める命令又は処分をしようとするときは、当該処分に係る事業者に対し、あらかじめ期日、場所及び内容について通知した上、意見聴取を行わなければならない。

ただし、事業者が意見聴取に応じないときは、意見聴取を行わないで処分をし、又は当該措置をとることができる。

(1) 第 16 条に規定する停止命令及び措置命令

(2) 前条に規定する許可の取消し

2 意見聴取の手續に関する必要な事項は、市長が別に定める。

(特定事業の廃止等)

第 19 条 特定事業者は、特定事業を廃止しようとするときは、法第 11 条の規定による廃止の届出の前に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、特定事業を廃止する特定事業者に対し、事業計画に基づく適正な措置を実施するよう求めるものとする。

(報告の徴収及び立入調査)

第 20 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第 5 条に違反して事業を実施したと認められる事業者及び第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反したと認められる事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第 21 条 市長は、第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による許可を受けずに特定事業を実施したと認められる、又は許可に付した条件若しくは第 15 条の規定に違反したと認められる事業者に対して、相当の期限を定めて、事業に伴う災害の防止及び自然環境等の保全のために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(公表)

第 22 条 市長は、第 16 条の規定による命令若しくは第 17 条の規定による許可の取消し又は第 21 条の規定による勧告（以下「命令等」という。）を行つたときは、当該命令等の内容、当該命令等を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

(委任)

第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に事業に着手した者については、第 6 条第 1 項の規定は適用しない。

亀岡市ポイ捨て等禁止条例

令和2年2月13日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨ての防止等について必要な事項を定めることにより、市、事業者等、所有者等及び市民等が一体となって良好な生活環境を確保し、清潔で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 飲食料を収納し、又は収納していた空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の容器をいう。
- (2) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、ビニールその他これらに類する物をいう。
- (3) ポイ捨て 空き缶等及び吸い殻等を回収容器、吸い殻入れその他定められた場所以外の場所に捨てることをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う者又は市内で活動する団体をいう。
- (6) 所有者等 市内において、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (7) 公共の場所 公園、道路、河川、広場、その他これらに類する場所をいう。
- (8) 空き地 宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、所有者、占有者又は管理者が使用していないものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、必要な施策を総合的に実施しなければならない。

2 市は、前項の施策実施について、市民等、事業者等、所有者等及び関係行政機関に対して協力を要請することができる。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 市民等は、自宅及びその周辺の清掃及び家庭の外で自ら生じさせた空き缶等及び吸い殻等を持ち帰るなど清潔で快適なまちづくりの推進に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第5条 事業者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者等は、当該事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、清潔で快適なまち

づくりの推進に努めなければならない。

3 缶、瓶、プラスチック容器その他の容器に収納している飲食料又はたばこ等の製造、販売等をする事業者等は、ポイ捨てを防止するため、空き缶等及び吸い殻等の適正な回収及び再資源化に努めるとともに、広報活動等を通じて一般消費者に対する啓発に努めなければならない。

4 容器に収納した飲食料を自動販売機により販売する事業者等は、当該自動販売機の設置されている場所又はその周辺に当該自動販売機により販売した空き缶等の回収容器を設置するとともに、当該回収容器を適正に管理するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地及び建物において、清潔で快適なまちづくりの推進のため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(ポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所にポイ捨てをしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置の禁止)

第8条 犬、猫その他の愛がん動物（以下「飼い犬等」という。）の所有者又は管理者は、当該飼い犬等が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所においてふんを排せつした場合には、当該ふんを適切に処理しなければならない。

(空き地の管理)

第9条 空き地の所有者等は、繁茂する雑草、枯れ草その他かん木類又は投棄された廃棄物等を放置して周辺的生活環境を損なうことのないよう、常に空き地を適切に管理しなければならない。

(ポイ捨て防止重点地域の指定等)

第10条 市長は、ポイ捨ての防止及び空き地の管理等が特に必要であると認められる地域をポイ捨て防止重点地域として別に指定することができる。

2 市長は、前項に基づきポイ捨て防止重点地域を指定し、変更し、又は解除したときは、これを告示しなければならない。

(指導又は勧告)

第11条 市長は、第7条から第9条までの規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(措置命令)

第12条 市長は、正当な理由なく前条の規定に従わない者に対し、履行期限を定めて、必要な措置を命ずることができる。

(代執行)

第13条 市長は、前条の規定による命令を受けた空き地の所有者等が命ぜられた措置を履行しな

い場合には、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところにより、自ら空き地の所有者等が行うべきことを行い、又は第三者をしてこれを行わせ、その費用を空き地の所有者等から徴収することができる。

（過料）

第 14 条 第 7 条及び第 8 条の規定に違反した者が、第 12 条の規定による命令に違反したときは、5 万円以下の過料に処する。

（地域清掃協力員）

第 15 条 市長は、地域における清潔で快適なまちづくりに資するための啓発活動及び自主活動を促進するため、亀岡市地域清掃協力員を委嘱することができる。

（かめおか環境デー）

第 16 条 市は、市民等、事業者等及び所有者等の清潔で快適なまちづくりの推進に関する理解及び関心を深め、積極的に清潔で快適なまちづくりの推進に関する活動を行う意欲の醸成を図るため、かめおか環境デーを設ける。

2 かめおか環境デーは、毎年 5 月 30 日とする。

3 市は、かめおか環境デーにふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（委任）

第 17 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（亀岡市環境美化条例の廃止）

2 亀岡市環境美化条例（平成 17 年亀岡市条例第 8 号）は、廃止する。

亀岡市プラスチック製レジ袋の提供禁止に関する条例

令和2年3月25日

条例第8号

プラスチックは、その優れた汎用性、実用性から私たちの生活に密着し、私たちもまた、プラスチックの利便性に依存してきた。その結果として、多くの使い捨てプラスチックが私たちの暮らす環境を汚染する一因となり、海洋プラスチック汚染という地球規模の環境汚染へとつながっている。

そこで、亀岡市長は、亀岡市議会とともに「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」を行い、2030年までに使い捨てプラスチックごみゼロを実現するために、まずは、私たちの日常生活に最も密着したプラスチック製レジ袋の提供を禁止することで、プラスチックの利便性に依存してきた生活を見直すとともに、川、海へとプラスチックごみを流さない意識のつながりの構築、さらにはごみの減量に取り組んでいく方向性を示したところである。

そして、こうした取組が、環境、経済及び社会の統合的な成長を目指す「地域循環共生圏」の創造へと展開していくとともに、市民一人一人の郷土愛を育み、豊かな自然環境を活かした地域ブランドの確立につながっていくことを願っている。さらに、市民が良好な環境を次代に引き継ぎ、将来にわたって安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進に関し、必要な事項を定めることにより、使い捨てプラスチックごみゼロの実現による良好な環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) プラスチック製レジ袋 事業所等において、販売された商品を運搬するために消費者に提供されるプラスチック製の買物袋（生分解性の袋を除く。）をいう。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う法人、団体及び個人をいう。
- (4) 事業所等 市内の事業所、事務所及び店舗をいう。
- (5) 生分解性の袋 土壌環境及び水環境のいずれでも自然界に存在する微生物の働きにより最終的に二酸化炭素及び水に分解される性質を有するバイオマスプラスチックの袋及び紙製の袋並びにこれらと同等以上の新技術により製造される袋で市長が認めるものをいう。
- (6) プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組 プラスチック製レジ袋の提供禁止及び生分解性の袋の無償配布禁止等の実施により、使い捨てプラスチックごみゼロの実現を目指す取組をいう。

(市の責務)

第3条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組の推進を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組に関する市民等及び事業者の意識の啓発を推進しなければならない。

3 市は、使い捨てプラスチックごみの削減を推進しなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、事業所等においてプラスチック製レジ袋を有償又は無償で提供してはならない。

2 事業者は、事業所等において生分解性の袋を無償で提供してはならない。

3 事業者は、使い捨てプラスチックごみの削減に努めなければならない。

(協力関係の構築)

第6条 市、市民等及び事業者は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組について、相互に連携を図りながら協力関係を構築し、使い捨てプラスチックごみのない持続可能なまちづくりに努めなければならない。

(市の支援)

第7条 市は、市民等及び事業者がプラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を行うために必要な支援を行うことができる。

(効果の検証)

第8条 市は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組による効果を検証するために必要な調査を実施し、現状把握に努めなければならない。

(表彰)

第9条 市長は、特に使い捨てプラスチックごみの削減に努め、良好な環境の保全に寄与していると認められる市民等及び事業者を表彰することができる。

(指導及び助言)

第10条 市長は、プラスチック製レジ袋の提供禁止等の取組を推進するため、市民等及び事業者に対し必要な指導及び助言を行うこととする。

(立入調査等)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に事業所等に立ち入り、必要な調査をさせ、又は事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪調査のために認められたものと解釈してはならな

い。

(勧告)

第 12 条 市長は、第 5 条第 1 項及び第 2 項に違反した事業者に対し、期限を定め、その是正のために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(違反者の公表)

第 13 条 市長は、事業者が正当な理由なく第 11 条第 1 項の規定による立入りを拒み、若しくは同項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前条の勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をする場合は、あらかじめ第 14 条第 1 項の規定により設置する審査会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定による公表をする場合には、あらかじめ当該事業者に対し意見を述べる機会を与えなければならない。

(審査会)

第 14 条 前条第 1 項の規定による公表について、市長の諮問に応じ、調査し、又は審議するため、審査会を置く。

2 審査会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条及び第 14 条の規定は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後 1 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

亀岡市あき地の雑草等の除去に関する要綱

昭和 56 年 4 月 1 日

告示第 17 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、あき地の雑草等を除去し、あき地を適正に管理することによって、市民の健康と清潔な生活環境を保持し、犯罪及び火災の防止を図るため市民の協力を求めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) あき地

宅地化された状態の土地で現に人が使用していない土地をいう。

(2) 雑草等

雑草、枯草又はこれに類するかん木類をいう。

(3) 所有者等

あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(4) 不良状態

雑草等が繁茂し、又は放置されているために(火災又は犯罪の発生の原因となり)清潔で健康な生活環境が阻害されるおそれのある状態をいう。

(適用の範囲)

第 3 条 この要綱の適用範囲は都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に定める市街化区域とし、他に市長が特に必要と認めた区域においても適用する。

(所有者等の責務)

第 4 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないように常に適正な管理に努めなければならない。

(雑草等の調査等)

第 5 条 市長は、あき地の雑草等を年 2 回調査するものとする。

2 前項の調査は、毎年 6 月及び 12 月に行うものとする。

(市民の申出)

第 6 条 市民は、あき地が不良状態にあると判断したときは、市長に対して当該あき地の不良状態を排除するよう申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があったときは、当該あき地の状態について調査を行わなければならない。

(市長の指導・助言)

第 7 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等

の除去について関係条例等に基づき必要な措置を講ずべきことを指導又は助言しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から実施する。

亀岡市公害防止に関する要綱

昭和 49 年 8 月 20 日

告示第 27 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、亀岡市の豊かな農林資源と恵まれた自然環境を活かし、豊かで明るく、住みよい都市づくりのため、市民及び事業者の協力を得て、自然と生活環境を破壊する公害の防止を期することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公害」とは、京都府公害防止条例(昭和 46 年京都府条例第 9 号)第 1 条第 1 項に定めるものをいう。

(対象地域)

第 3 条 この要綱は、亀岡市全域の事業者を対象とする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動によって生じる公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害防止に関する施策に協力しなければならない。

(公害防止協定の締結)

第 5 条 市長は、特に必要があると認める場合、事業者(工場等を設置しようとするものを含む。)との間に公害の防止に関する協定を締結するものとする。

(協力の要請)

第 6 条 市長は、この要綱の趣旨に則り、京都府に対して意見を具申し、又は適当な処置を求め、国その他関係地方公共団体等に協力を要請するものとする。

(改善勧告)

第 7 条 市長は、事業者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、この防止に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(処理計画)

第 8 条 市長は、前条の規定による公害が発生し、又は発生するおそれがあると認める事業者に対し、期限を定めて公害を防止するための処理計画書(別記第 1 号様式)を作成し、その提出を要請することができる。

2 市長は、前項の規定により処理計画書及びその提出を要請するときは、当該計画に記載すべき事項を示して行わなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により処理計画書の提出があった場合において、当該計画が公害防止のため十分な計画でないと認めるときは、当該計画の変更を要請することができる。

4 市長は、事業者が第 1 項の規定により提出された処理計画書又は、前項の規定により変更するように要請した処理計画の措置を講じないときは、亀岡市環境審議会の意見を聴いて当該事業者

に対し期限を定めて措置の実施を要請することができる。

(平6告示102・一部改正)

(緊急時の措置)

第9条 市長は、次の各号の一に該当するときは、関係事業者に対し、ばい煙又は汚水の排出量の減少について協力を求めることができる。

(1) 気象状況の影響により大気汚染が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認めるとき。

(2) 異常な湧水その他これに準ずる事由により水質の汚濁が著しく人の健康又は生活環境を損なうおそれがあると認められるとき。

2 事業者は、前項の規定により協力を求められた場合は、速やかにばい煙又は汚水の排出量の減少について適切な措置を講ずるとともに、その措置の状況を市長に報告しなければならない。

(報告事項)

第10条 事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める事項を直ちに報告書(別記第2号様式)により報告しなければならない。

(1) その者の事業活動により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、公害の内容及び当該公害の防止のために講じようとする措置の状況

(2) その者の管理する施設について、故障、破損その他の事故が発生した場合において、当該事故により公害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるとき、その事故の状況並びにその事故に対する応急措置の内容及び復旧工事の計画

2 市長は、前項に定めるもののほか、この要綱に必要な限度において、事業者に対し、公害の防止に関し必要な事項の報告を求めることができる。

(立入検査等)

第11条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、その職員に公害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる工場又は事業場に立入り、その施設、帳簿書類その他の物件の検査若しくは調査を命じることができる。

2 前項の規定により検査若しくは調査をする職員は、その身分を示す証明書(別記第3号様式)を携帯し関係人に提示しなければならない。

3 事業者は、前項の規定による職員の検査若しくは調査に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(違反者の警告と公表)

第12条 市長は、法令又は府条例の規定に違反して、引続き公害が発生させている事業者及びこの要綱を遵守することに非協力的な事業者があるときは、その者に対して、その調査及び監視の結果を示して警告するものとする。

2 市長は、前項の警告を受けてもなお改めない事業者があるときは、調査及び監視の結果とともに

にその状況を明らかにするものとする。

附 則

この要綱は、昭和 49 年 8 月 20 日から実施する。

附 則(平成 6 年告示第 102 号)

この要綱は、告示の日から実施する。

別記第 1 号様式(第 8 条関係)、 第 2 号様式(第 10 条関係)、 第 3 号様式(第 11 条関係) <省略>

令和 2 年度版 亀岡市環境白書

令和 3 年 3 月発行

編集・発行	亀岡市環境市民部環境政策課
〒621-8501	亀岡市安町野々神 8 番地
TEL	0 7 7 1 - 2 5 - 5 0 2 3
FAX	0 7 7 1 - 2 2 - 3 8 0 9
U R L	http://www.city.kameoka.kyoto.jp
E-mail	kankyo-soumu@city.kameoka.lg.jp